

れい わ ねん がつばん
令和5年4月版



たけ とみ ちょう
竹 富 町

しょう ふ く し
障がい福祉のしおり

たけとみちょう ふくししえんか
竹富町 福祉支援課

いしがきしみさきちょう ばんち
石垣市美崎町 11番地1

TEL 83-7415

FAX 82-3745

目 次

1. 身体障害者手帳について	2 ページ
2. 療育手帳について	5 ページ
3. 精神障害者保健福祉手帳について	8 ページ
4. 障害福祉サービスについて	11 ページ
① 障害福祉サービス	12 ページ
② 自立支援医療制度 (更生医療・育成医療・精神通院医療)	19 ページ
③ 補装具	27 ページ
④ 地域生活支援事業 (移動支援・意思疎通支援・日常生活用具給付・ 巡回支援専門員整備など)	33 ページ
⑤ 障がい児支援	43 ページ
5. 年金・手当等について	47 ページ
6. 障がい者の医療について	51 ページ
① 自立支援医療 (更生医療・育成医療・精神通院医療)	52 ページ
② 重度心身障害者(児)医療費助成	52 ページ
③ 障がい者の後期高齢者医療制度の医療	55 ページ
④ 特定疾病療養受領証	55 ページ
⑤ 特定医療費(指定難病)公費負担制度	56 ページ
⑥ 小児慢性特定疾病医療費助成	56 ページ
⑦ 障がい者歯科医療について	56 ページ
7. 障がい者の各種減免等について	57 ページ

て ち ょ う 手帳について

身体障害者手帳

沖 縄 県

しんたいしょうがいしゃてちょう

身体障害者手帳 (あか 赤)

2 ～ 4 ページ

療 育 手 帳

沖 縄 県

りょういくてちょう

療育手帳 (こん 紺)

5 ～ 7 ページ

障 害 者 手 帳

沖 縄 県

せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう

精神障害者保健福祉手帳 (みどり 緑)

8 ～ 1 0 ページ

1. 身体障害者手帳について

身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある方に対して沖縄県知事が交付する、「身体障害者(児)であることを証明する」**赤色の手帳**です。所持することで、身体障がい者に関する各種サービスを受けることができます。

<身体上の障害とは>

- ・ 視覚障害
- ・ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
- ・ 肢体不自由
- ・ 聴覚又は平衡機能の障害
- ・ 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害
- ・ ぼうこう又は直腸の機能の障害
- ・ 小腸の機能の障害
- ・ 肝臓の機能の障害
- ・ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害

<障害の程度>

障害の重さにより、1級から6級までの手帳が交付されます。
 ※7級の障害は、単独の障害では交付対象となりません。7級の障害が2つ以上重複する場合や、7級の障害が6級以上の障害と重複する場合は、交付対象となります。

障害が発生し、およそ6か月後より申請が可能となります。
 障害の種類によって異なりますが、おおむね3か月程度で手帳が交付されます。

身体障害者手帳に有効期限はありません。

障害の状態が変化する可能性のある方には、「再認定」付きの手帳が交付されます。再認定の期限を目安に、再交付の申請が必要となります。

身体障害者手帳を申請する際に必要なもの

- ☐ 身体障害者手帳交付申請書
 (15歳未満の場合、保護者が申請者となります)
- ☐ 印かん (認印でもかまいません)
- ☐ 身体障害者診断書・意見書
 (申請日から3か月以内に書かれたもの)
- ☐ 6か月以内に撮影した顔写真(たて4cm よこ3cm)
- ☐ マイナンバー (15歳未満の場合、保護者と本人のもの)

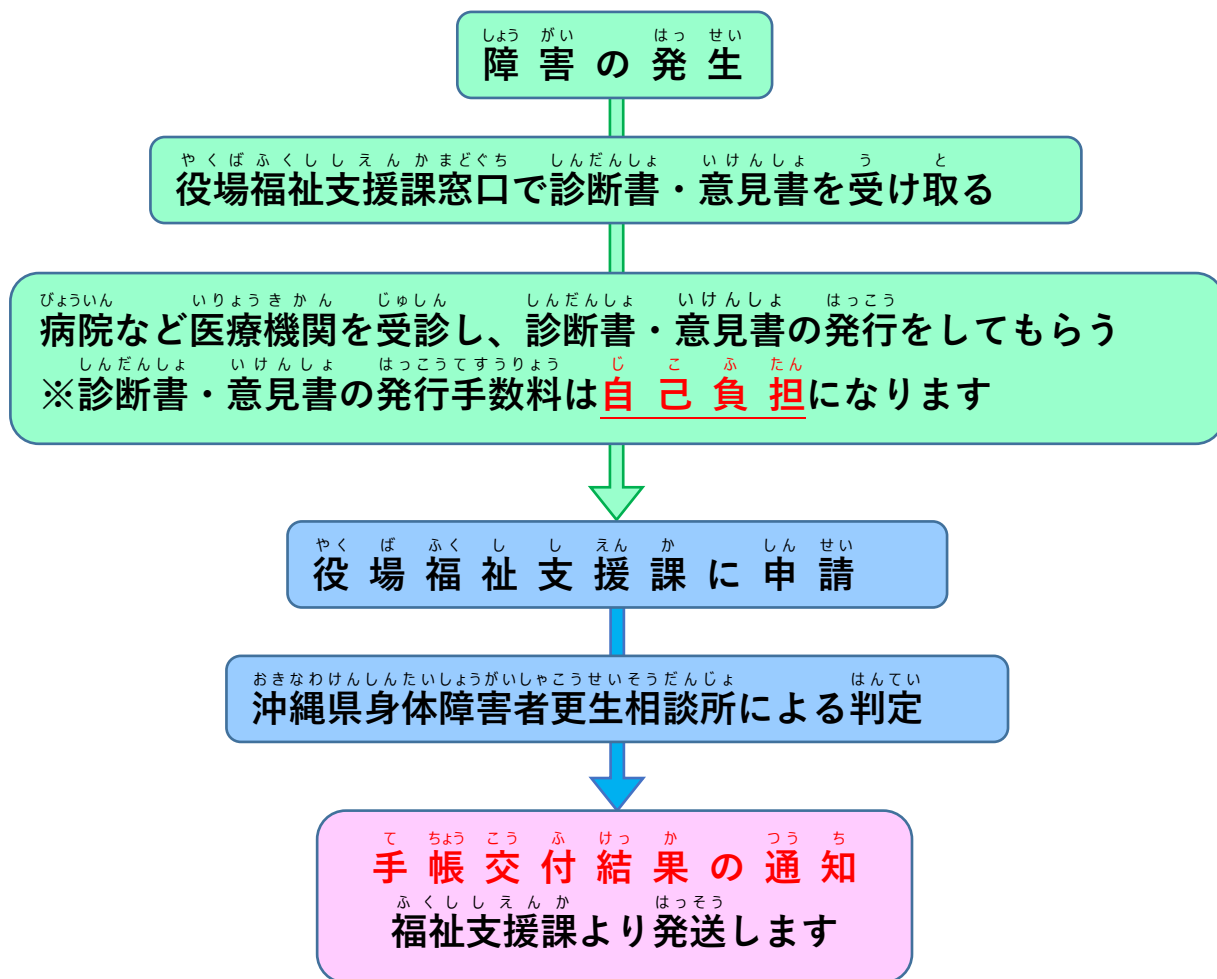


< 注意点 >

- 利用できる福祉サービスは、障がい名や障がい等級により異なります。
- 障がいの程度が変わった場合、程度変更の手続きが必要です。
- 氏名や居住地などに変更がある場合は、役場の福祉支援課窓口へ届出が必要です。
- 県外へ転出する場合、転出先の福祉事務所、又は役所の障がい福祉担当課へ住所変更の届出が必要です。
- 手帳をお持ちの方が亡くなった場合は、役場の福祉支援課へ返還してください。

申請から交付までの流れ

※申請から交付まで、
約2～3か月ほどかかります。



手帳交付結果の通知が届いたら・・・

同封の資料をよく読み、内容の確認をしてください。

◆ **身体障害者手帳 取得後の各種申請について** ◆

つぎ ば あ い か き と ど で ひつよう
 次のような場合には、下記の届け出が必要です。

しんせいしゅるい 申請種類		がいとう 該当すること	ひつよう 必要なもの
身体障害者手帳再交付申請書 しんたいしょうがいしゃてちょうさいこうふしんせいしよ	• 程度変更 ていどへんこう • 障害名追加 しょうがいめいついか • 再認定 さいにんてい	• 障害の程度が変わったと思われる場合 しょうがい ていど か おち ばあい • 新たに追加する障害が生じた場合 あら ついか しょうがい しょう ばあい • 手帳に「有期認定」の記載がある場合 てちょう ゆうきにんてい きさい ばあい	• 身体障害者手帳 しんたいしょうがいしゃてちょう • 印かん いん • 診断書 しんだんしょ • 顔写真 かおしゃしん (たて4 cm よこ3 cm) • マイナンバー
	• 再交付 さいこうふ	• 手帳を紛失、又は破損されたとき てちょう ふんしつ また は そん • 写真の張り替えを希望する場合 しゃしん は か きぼう ばあい	• 身体障害者手帳 しんたいしょうがいしゃてちょう • 印かん いん • 顔写真 かおしゃしん (たて4 cm よこ3 cm) • マイナンバー
居住地・氏名等変更届 きょじゅうち しんたいしょうがいしゃてちょう しめい などへんこうとけ	• 居住地氏名変更 きょじゅうちしめい へんこう 変更	• 町内で転居された場合 ちやうない てんきよ ばあい ※ 町外への転出は、 ちやうがい てんしゅつ 転出先での手続きとなります てんしゅつさき て つづ • 氏名を変更された場合 しめい へんこう ばあい • 保護者変更が生じた場合 ほごしゃへんこう しょう ばあい	• 身体障害者手帳 しんたいしょうがいしゃてちょう • マイナンバー • 印かん いん
身体障害者手帳返還届 しんたいしょうがいしゃてちょうへんかんとけ	• 返還 へんかん	• 再交付により新しい手帳が交付された場合 さいこうふ あたら てちょう こうふ • 手帳が必要でなくなった場合(死亡含む) てちょう ひつよう ばあい しぼうふく	• (古い)身体障害者手帳 ふる しんたいしょうがいしゃてちょう • 印かん いん • マイナンバー

～ ✕ モ ～



2. 療育手帳について

児童相談所(18歳未満)や知的障害者更生相談所(18歳以上)で、知的障害と判定された方が、各種相談やサービスを受けるための**紺色の手帳**です。

<対象者>

知的機能の障害が、発達期(おおむね18歳)までにあらわれ、日常生活に支障が生じているため(金銭管理や読み書き、計算が苦手など)、何らかの特別な援助を必要とする状態にあるもので、知的機能と日常生活能力のいずれもが基準に該当する方。

<手帳の等級>

障害の重さにより、**A1(最重度)**、**A2(重度)**、**B1(中度)**、**B2(軽度)**の手帳が交付されます。

※等級は、都道府県によって異なります。

発達障害(知的障害を伴わない障害など)は、療育手帳の対象外となることがあります。

判定の際に、知的機能の障害が発達期から生じていたかどうかを確認するため、幼・小・中・高の様子の聞き取りが行われます。これらの生育暦の確認ができない場合は判定が困難となることがあります。

県外の療育手帳を持っている方が、転入した場合は「新規申請」となります。ただし、前居住地での判定資料による書類判定ができる場合があります。

療育手帳を申請する際に必要なもの

- ☐ 療育手帳交付・再交付申請書
- ☐ 顔写真(たて4cm よこ3cm)
- ☐ 印かん(認印でも可)
- ☐ 母子手帳などの生育暦がわかるもの



申請から交付までの流れ

やくば ふくし し えん か しんせい
役場福祉支援課に申請

18歳未満の判定

じどうそうだんじょ や え や ま ぶ ん し つ
児童相談所 八重山分室
(八重山福祉事務所内)

TEL: 0980-88-7801

18歳以上の判定

おきなわけん ち て きしょうがいしゃこうせいそうだんじょ
沖縄県知的障害者更生相談所
による巡回相談
(主に石垣市健康福祉センターで開催)

TEL: 098-886-2115

手帳交付結果の通知

やくば ふくし し えん か かきとめゆうびん はっそう
役場福祉支援課より書留郵便にて発送します

◆ 判定書の発行

療育手帳の判定結果は、障害基礎年金や特別児童扶養手当の診断書作成時などに、参考資料として活用できることがあります。判定書の発行については、下記の通り、判定機関と同じ場所になっています。

◆ 手続き方法について

さいみまん 18歳未満	でんわ てつづ 電話で手続き	じどうそうだんじょ や え や ま ぶ ん し つ 児童相談所 八重山分室	TEL: 0980-88-7801
さいいじょう 18歳以上	ゆうそう てつづ 郵送で手続き	おきなわけん ち て きしょうがいしゃこうせいそうだんじょ 沖縄県知的障害者更生相談所	TEL: 098-886-2115

◆ 再判定について

障害の程度が変化する場合があるため、次回の判定を受ける目安として、次回判定の年月が療育手帳に記載されています。

※判定年月を過ぎても認定が無効になるということではありません。

※障害程度に応じた援助措置のために設定されているものです。

※判定年月に係らず、障害程度に変化があれば判定を受け付けられます。

◆ 療育手帳 取得後の各種申請について ◆

つぎ ば あい か き と ど で ひつよう
次のような場合には、下記の届け出が必要です。

	がいとう 該当すること	ひつよう 必要なもの
さいこうふ 再交付	- てちょう ふんしつ ・手帳を紛失したとき - てちょう は そん ・手帳を破損したとき	- かおしゃしん ・顔写真（たて4 cm よこ3 cm） - いん みとめいん か ・印かん（認印でも可）
へんこう 変更	- し めい へんこう ・氏名に変更があったとき - じゅうしょ ちやうない へんこう ・住所（町内）に変更があったとき	- りょういくてちょう ・療育手帳 - いん みとめいん か ・印かん（認印でも可）
てんにゆう 転入	たけとみちやう てんにゆう けんない ・竹富町に転入したとき（県内から）	- りょういくてちょう ・療育手帳 - いん みとめいん か ・印かん（認印でも可）
	たけとみちやう てんにゆう けんがい ・竹富町に転入したとき（県外から）	★ しん きんせい おな しんせい 「新規申請」と同じ申請になります - かおしゃしん ・顔写真（たて4 cm よこ3 cm） - いん みとめいん か ・印かん（認印でも可）
てんしゅつ 転出	けんない てんしゅつ ・県内に転出したとき	てんしゅつさき しちやうそん とど で ・転出先の市町村へ届け出てください
	けんがい てんしゅつ ・県外に転出したとき	★ へんかん てつづ ひつよう 「返還」の手続きが必要になります - りょういくてちょう ・療育手帳 - いん みとめいん か ・印かん（認印でも可）
へんかん 返還	- てちょう さいこうふ う ・手帳の再交付を受けたとき - しょうがい がいとう ・障害に該当しなくなったとき	- りょういくてちょう ・療育手帳 - いん みとめいん か ・印かん（認印でも可）
	し ぼう ・死亡したとき	- な かた りょういくてちょう ・亡くなった方の「療育手帳」 - まどぐち き かた いん みとめいん か ・窓口に来た方の印かん（認印でも可）



3. 精神障害者保健福祉手帳について

せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう いていていど せいしんしょうがい にんてい
精神障害者保健福祉手帳は、一定程度の精神障害を認定するものであり、
かくしゅそうだん う みどりいろ てちょう
各種相談やサービスを受けるための緑色の手帳です。

＜対象者＞

なん せいしんしっかん ちょうき にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ
何らかの精神疾患により、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方。

＜対象の精神疾患の例＞

- とうごうしつちようしょう やくぶつ きゅうせいちゅうどく いぞんしょう
・ 統合失調症 ・ 薬物やアルコールによる急性中毒またはその依存症
- てんかん こうじのうきのうしょうがい びょう そう びょう きぶんしょうがい
・ てんかん ・ 高次脳機能障害 ・ うつ病、躁うつ病などの気分障害
- はったつしょうがい じへいしょう がくしゅうしょうがい ちゅういけっかんだうせいしょうがい
・ 発達障害（自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害など）
- た せいしんしっかん かんれんしょうがい にんちしょう
・ その他の精神疾患（ストレス関連障害、認知症など）

＜手帳の等級＞

しょうがい おも きゅう きゅう きゅう てちょう こうふ
障害の重さにより、1級、2級、3級の手帳が交付されます。

しょうがいはっせいご げつ い こう しんせい
障害発生後、おおむね6か月以降から申請できます。

せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう ゆうこうきげん ねんかん
精神障害者保健福祉手帳の有効期限は2年間です。

ひ つづ てちょう こうふ う こうしん てつづ ひつよう
※引き続き手帳の交付を受けるには、更新手続きが必要です。

ゆうこうきげん き げつまえ こうしん てつづ
有効期限が切れる3か月前から更新手続きができます。



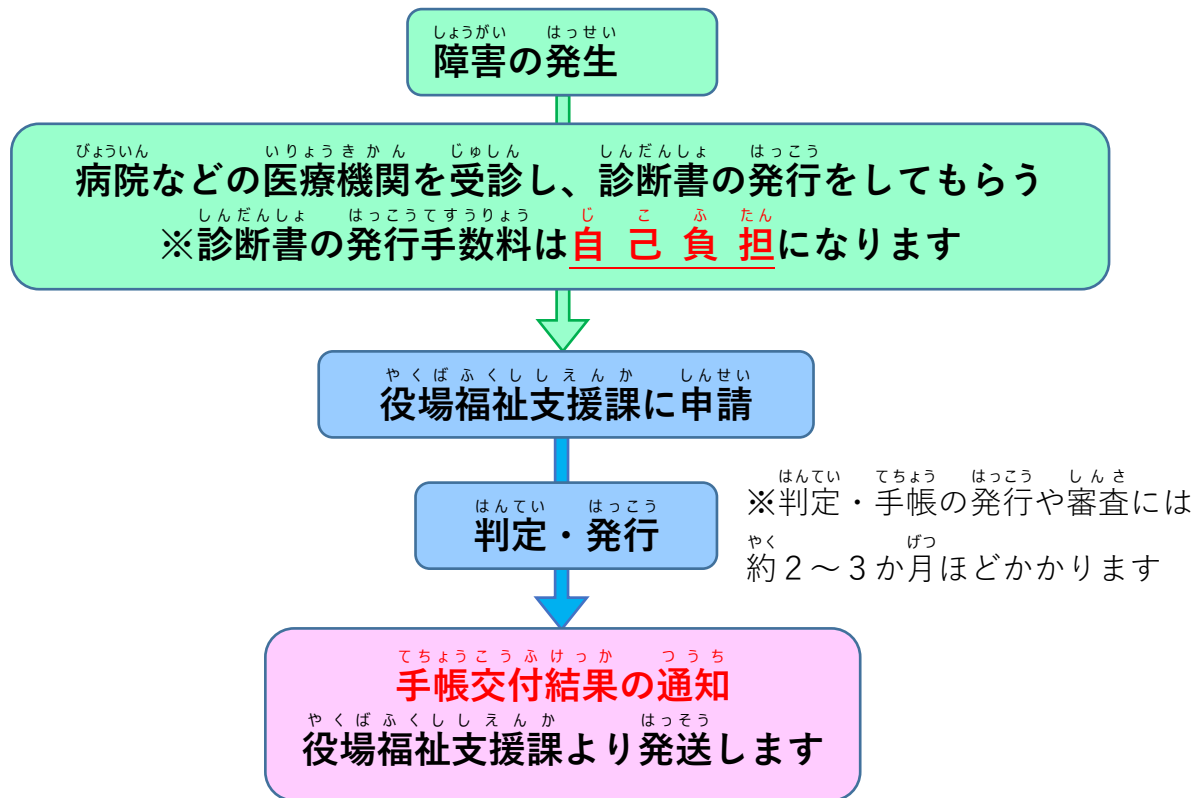
精神障害者保健福祉手帳を申請する際に必要なもの

しんだんしょ しょうがいねんきんしょうしょ しんせい か の う
(診断書もしくは障害年金証書による申請が可能です。)

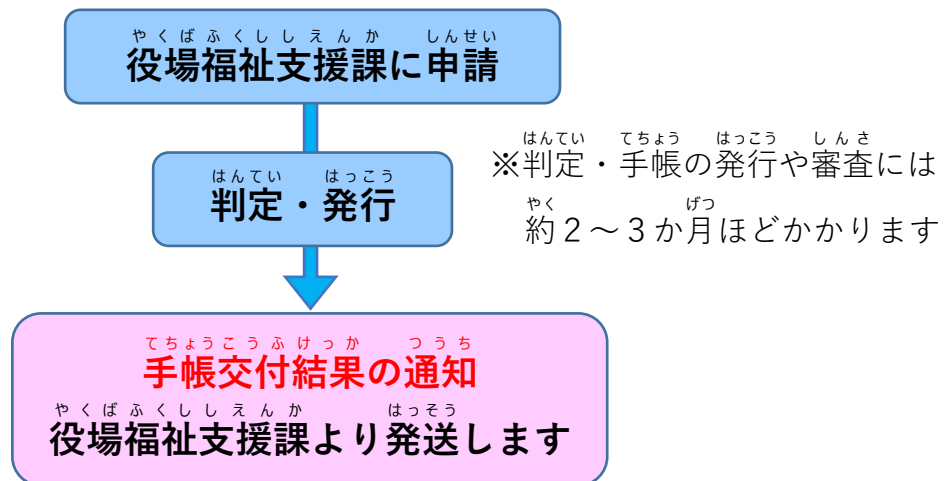
- ☐ 診断書 ※診断書による申請の場合
- ☐ 障害年金証書（コピーでも可） ※障害年金証書による申請の場合
- ☐ 顔写真（たて4cm よこ3cm）
- ☐ 印かん（認印でもよい）
- ☐ マイナンバーがわかるもの ※記入する欄があります

申請から交付までの流れ

《診断書で申請する場合》



《障害年金証書で申請する場合》



手帳交付結果の通知が届いたら・・・
同封の資料をよく読み、内容の確認をしてください。

せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょうしゅとくごかくしゅしんせい
◆ 精神障害者保健福祉手帳 取得後の各種申請について ◆

つぎ ばあい かき とど で ひつよう
次のような場合には、下記の届け出が必要です。

がいとう 該当すること		ひつよう 必要なもの	
さいこうふ 再交付	・状態が変化したとき ・更新のとき	＜診断書の場合＞ ・診断書 ・顔写真 (たて4 cm よこ3 cm) ・マイナンバー ・印かん (認印でも可)	＜年金証書の場合＞ ・年金証書 (コピー可) ・顔写真 (たて4 cm よこ3 cm) ・マイナンバー ・印かん (認印でも可)
	・手帳を紛失したとき ・手帳を破損したとき	・顔写真 (たて4 cm よこ3 cm) ・マイナンバーがわかるもの ・印かん (認印でも可)	
へんこう 変更	・氏名に変更があったとき ・住所 (町内) に変更があったとき	・精神障害者保健福祉手帳 ・マイナンバーがわかるもの ・印かん (認印でも可)	
	・竹富町に転入したとき ・県外から転入したときは 新規での申請になります。	・精神障害者保健福祉手帳 ・マイナンバーがわかるもの ・印かん (認印でも可)	
てんしゅつ 転出	・町外・県外に転出したとき	・転出先の市町村へ届け出てください	
へんかん 返還	・手帳の再交付を受けたとき ・障害に該当しなくなったとき	・精神障害者保健福祉手帳	
	・死亡したとき	・亡くなった方の「精神障害者保健福祉手帳」	



4. 障害福祉サービスについて

しょうがいしゃ しゃ ふくし しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき
障がい者への福祉サービスは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的
し えん ほりつ しょうがいしゃそうごうし えん ほりつ さだ
に支援するための法律（障害者総合支援法）」に定められています。

① 障害福祉サービス

じりつし えん きゅうふ かいごきゅうふ きょたくかいご たんきにゅうしょ
自立支援給付、介護給付・・・居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所

施設入所支援などのサービスです。

くんれんとうきゅうふ しゅうろうけいぞくし えん
訓練等給付・・・・・・・・・・就労継続支援などのサービスです。

② 自立支援医療

しょう しゃなど しんしん しょうがい じょきょ けいげん はか じりつ にちじょうせいかつ
障がい者等の心身の障害の除去・軽減を図り、自立した日常生活を
いとな ひつよう いりよう いりようひ じ こふたんがく けいげん せいど
営むために必要な医療について医療費の自己負担額を軽減する制度。

れい こうせいいりよう いくせいいりよう せいしんつういんいりよう
（例）更生医療、育成医療、精神通院医療

③ 補装具

しょう しゃなど しんたいきのう ほかん だいたい ちようきかん
障がい者等の身体機能を補完し、または代替し、かつ長期間に
わたり けいぞく しょう
わたり継続して使用されるもの。

れい ぎし そうぐ くるま ほちようき ほこうき など
（例）義肢、装具、車いす、補聴器、歩行器 など

④ 地域生活支援事業

いどうし えん
○移動支援

にちじょうせいかつようぐきゅうふ
○日常生活用具給付

いしそつうし えん
○意思疎通支援

じゅんかいし えんせんもんいんせいび
○巡回支援専門員整備 など

⑤ 障がい児支援

しょう じ し えん
障がい児（18歳未満）に関する支援は、児童福祉法に定められて
います。

じどうはつたつし えん
○児童発達支援

ほうかごとう
○放課後等デイサービス など



① しょうがい ふく し 障害福祉サービス

しょうがい ふく し 障害福祉サービスは大きく分けて **かいごきゅうふ 介護給付** と **くんれんとうきゅうふ 訓練等給付** があります。

かいごきゅうふ 介護給付・・・かいご おこな 介護を行うためのサービスです。

くんれんとうきゅうふ 訓練等給付・・・せいかつのうりよく いじ こうじょう め ざ じりつくんれん いっぱんきぎょうなど しゅうろう 目指す生活能力の維持・向上を目指す自立訓練や、一般企業等への就労を目指す就労移行支援等があります。

たい しょう しゃ 対象者

○ **しんたいしょうがいしゃてちょう も かた 身体障害者手帳**をお持ちの方

○ **りょういくてちょう も かた 療育手帳**をお持ちの方

○ **せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう も かた 精神障害者保健福祉手帳**をお持ちの方

- ・ **じりつしえんいりょう せいしんつういん う かた 自立支援医療（精神通院）**を受けている方
- ・ **せんもんい しんだんしょ か かた 専門医に診断書**を書いてもらえる方

○ **なんびょうかんじゃ 難病患者**

ちりょうほうほう かくりつ しつぺい ほか とくしゅしつぺい せいれい さだ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である方。

○ **じどう さい みまん 児童（18歳未満）**

じょうき てちょう しょうじ せんもんい しんだんしょ か じどう 上記にある手帳を所持しているか、専門医に診断書を書いてもらえる児童。

りょうしゃふたん 利用者負担について

サービスを利用したときの利用者負担は、負担能力に応じた負担となっています。

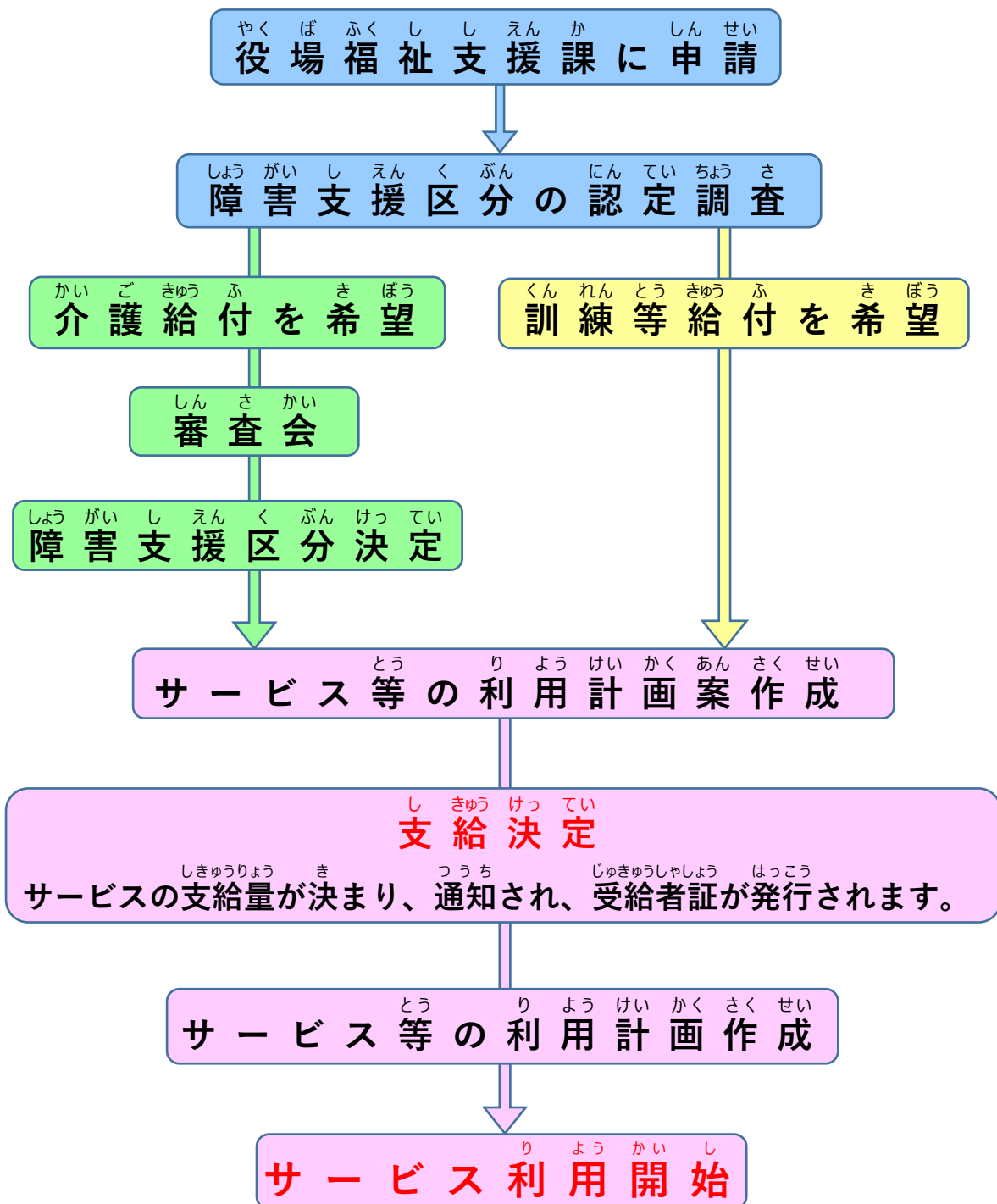
りょうしゃ せたい しょうとく おう つき りょうしゃ ふたんじょうげんがく せつてい 利用者の世帯における所得に応じて、月ごとの利用者負担上限額が設定されます。

くぶん 区分	せたい しゅうにゅうじょうきよう 世帯の収入状況	ふたんじょうげんがく 負担上限額
せいかつ ほ ご 生活保護	せいかつ ほ ごじゅきゅうせたい 生活保護受給世帯	0 えん 円
ていしょうとく 低所得	ちやうみんぜいひ か ぜいせたい 町民税非課税世帯	0 えん 円
いっぱん 1 しゃ 一般1（者）	ちやうみんぜいかぜいせたい しょうとくわり まんえん みまん 町民税課税世帯（所得割16万円未満）	9,300 えん 円
いっぱん 1 じ 一般1（児）	ちやうみんぜいかぜいせたい しょうとくわり まんえん みまん 町民税課税世帯（所得割28万円未満）	4,600 えん 円
いっぱん 2 一般2	じょうきい が い 上記以外	37,200 えん 円

このほかにも、りょうしゃふたん かん けいげん そ ち 利用者負担に関する軽減措置があります。詳しくは、くわ ふくししえんか 障害福祉担当までお問い合わせください。

申請から利用まで

※サービス利用を希望する方は、
まず障害支援区分の認定を受けましょう。



しょうがいしえんくぶん

障害支援区分とは？

障害の多様な特性や心身の状態に応じて、必要とされる標準的な
支援の度合いを表す6段階の区分です。

介護保険制度が優先になる方

障害福祉サービスの対象者でも、次にあてはまる場合は原則として、介護

保険サービスを優先することが定められています。

I. 65歳以上の方

II. 40歳以上で、16の特定疾病（下記の表）に該当する方

表：16の特定疾病

- ① がん（回復の見込みがないもの）
- ② 関節リウマチ
- ③ 筋萎縮性側索硬化症（ALS）
- ④ 後縦靱帯骨化症
- ⑤ 骨粗しょう症（骨折を伴うもの）
- ⑥ 認知症（初老期）
- ⑦ 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- ⑧ 脊髄小脳変性症
- ⑨ 脊柱管狭窄症
- ⑩ 早老症
- ⑪ 多系統萎縮症
- ⑫ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- ⑬ 脳血管疾患
- ⑭ 閉塞性動脈硬化症
- ⑮ 慢性閉塞性肺疾患
- ⑯ 変形性関節症（両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴うもの）

障害福祉と介護保険のサービスについて

しょうがいふくし か い ご ほ け ん きょうつう りょう
障害福祉サービスと介護保険サービスで共通するサービスが利用できる

ば あ い か い ご ほ け ん ゆうせん さだ
場合は、**介護保険のサービスを優先**することが定められています。

●しょうがいふくし 障害福祉サービス

	しょうがいふくし 障 害 福 祉 （サービス）	かいごほけん 介護保険 （サービス）
かいごほけん 介護保険に「ある」サービス	ばあいいりょうか 場合により利用可	ゆうせん 優 先
かいごほけん 介護保険に「ない」サービス こうどうえんご じりつくんれん しゅうろういこう 行動援護、自立訓練、就労移行 しえん しゅうろうけいぞくしえん 支援、就労継続支援	じゅきゅう 受 給 で き る	

●ほ そう ぐ 補装具

	ほ そう ぐ 補装具	かいごほけん ふくしやうぐ 介護保険（福祉用具）
かいごほけん 介護保険に「ある」サービス くるま でんどうくるま ほこうき ほこう 車いす、電動車いす、歩行器、歩行 ほじょ 補助つえ	ばあいいりょうか 場合により利用可	ゆうせん 優 先
かいごほけん 介護保険に「ない」サービス	じゅきゅう 受 給 で き る	

●にちじょうせいかつようぐ 日常生活用具

	にちじょうせいかつようぐ 日 常 生 活 用 具	かいごほけん ふくしやうぐ 介護保険（福祉用具）
かいごほけん 介護保険に「ある」サービス とくしゅしんだい たいいへんかんき いどう いじょう 特殊寝台、体位変換器、移動・移乗 しえんようぐ いどうよう にゅうよく 支援用具、移動用リフト、入浴 ほじょようぐなど 補助用具等	しんせいふか 申請不可	ゆうせん 優 先
かいごほけん 介護保険に「ない」サービス	しんせい 申 請 可	

◆ **介護給付** かいごきゅうふ 居宅や、施設内で行われる生活介護サービス きょたく や、しせつない おこな せいかつかいご

サービス名称 めいしやう	サービス内容 ないよう
居宅介護 (ホームヘルプ) きょたくかいご	自宅で食事、入浴、排せつの介護などを行います。 じたく しょくじ にゆうよく はい かいご おこな
同行援護 どうこうえんご	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供(代筆、代読含む)、移動の援護等の外出支援を行います。 しかくしょうがい いどう いちじる こんなん ゆう かた いどう ひつよう じょうほう ていきよう だいひつ だいでくふく いどう えんごなど がいしゆつ しえん おこな
行動援護 こうどうえんご	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な外出支援を行います。 じこ はんだんのうりよく せいげん かた こうどう きけん かいひ ひつよう がいしゆつしえん おこな
重度訪問介護 じゅうどほうもんかいご	重度の肢体不自由者または重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする方に、自宅で、食事、入浴、排せつの介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。 じゅうど したいふじゆうしゃ じゅうど ちてきしょうがいち せいしんしょうがい こうどうじょういちじる こんなん ゆう ひと つね かいご ひつよう かた じたく しょくじ にゆうよく はい かいご がいしゆつ じ いどうしえんなど そうごうてき おこな
重度障害者包括支援 じゅうどしょうがいしゃほうかつしえん	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。 かいご ひつようせい たか かた きょたくかいご ふくすう ほうかつてき おこな
短期入所 (ショートステイ) たんきにゅうしょ	自宅で介護する方が病気等の場合に、短期間、夜間を含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 じたく かいご かた びょうきなど ばあい たんきかん やかん ふく しせつ にゆうよく はい しょくじ かいごなど おこな
生活介護 せいかつかいご	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動、生産的活動の機会を提供します。 つね かいご ひつよう かた ひるま にゆうよく はい しょくじ かいごなど おこな そうさくてきかつどう せいさんてきかつどう きかい ていきよう
療養介護 りょうようかいご	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の支援を行います。 いりよう じょうじかいご ひつよう かた いりようきかん きのうくんれん りょうようじょう かんり かんご かいご にちじょうせいかつ しえん おこな
施設入所支援 しせつにゅうしょしえん	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 しせつ にゅうしょ かた やかん きゅうじつ にゆうよく はい しょくじ かいごなど おこな

◆ そうだんし えんじぎょうしよいちらん 相談支援事業所一覧

しょう しゃ かぞく たいしやう しょうがいふくし りやう にちじやうせいかつ
障がい者やその家族を対象に、障害福祉サービスの利用や日常生活などに
とくていそだん けいかくそだんし えん しょう じ そだん いっぱんそだん ちいきいこうし えん およ
ついて特定相談(計画相談支援)、障がい児相談、一般相談(地域移行支援及び
ちいきていちゃくし えん う つ りやうりやう
地域定着支援)を受け付けています。利用料はかかりません。

	じぎやうしよめい 事業所名	そだんし えん しゆるい 相談支援の種類	たいしやうしゃ 対象者	と あ さき お問い合わせ先
1	ゆにば いしがき	けいかくそだんし えん 計画相談支援 しょう じ そだんし えん 障がい児相談支援	しょう しゃ 障がい者 しょう じ 障がい児	いしがきあざいしがき 石垣市字石垣154 はなみずき マンション花水木1F TEL : 83 - 0345/FAX : 83 - 0369
2	し ていそだんし えん じぎやうしよ 指定相談支援事業所 らぼーるウイズ若夏 わかなつ	けいかくそだんし えん 計画相談支援 しょう じ そだんし えん 障がい児相談支援 ちいきいこうし えん 地域移行支援 ちいきていちゃくし えん 地域定着支援	しょう しゃ 障がい者 しょう じ 障がい児	いしがきあざおおかわ 石垣市字大川528 - 1 にかわどり 荷川取ハイツ 103 TEL : 83 - 5156/FAX : 83 - 8110
3	そだんし えん 相談支援センター ハーモニー	にゆうしよしゃ (入所者の) けいかくそだんし えん 計画相談支援	しょう しゃ 障がい者	いしがきあざおおはま 石垣市字大浜1349 - 79 TEL : 82 - 0202/FAX : 82 - 0066
4	そだんの窓口 まどぐち	けいかくそだんし えん 計画相談支援 しょう じ そだんし えん 障がい児相談支援	しょう しゃ 障がい者 しょう じ 障がい児	いしがきしんえいちやう 石垣市新栄町50 - 13 な は ひがし コーポ那覇1-東 TEL : 87 - 0696/FAX : 87 - 0697

と あ さき お問い合わせ先

たけとみちやうやくば ふくしし えん か
竹富町役場 福祉支援課

TEL : 0980 - 83 - 7415

FAX : 0980 - 82 - 3745



～ × ㇏ ～



② 自立支援医療制度

障がいをお持ちの方が自立した日常生活を営むため、障害の除去・軽減に必要な医療（治療や手術）について、指定の医療機関にて医療費の自己負担額を軽減する制度です。

自立支援医療制度の中には「更生医療」、「育成医療」、「精神通院医療」という3つの制度があります。

対象者

◆ 更生医療（18歳以上）

身体障害者手帳をお持ちの方で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方

◆ 育成医療（18歳未満）

身体に障害を要する児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方

◆ 精神通院医療

法律で指定された統合失調症などの精神疾患を有し、通院による継続的な精神医療が必要とされる方

自己負担額について

自己負担額は原則1割で、所得等により自己負担上限額が設定されます。自立支援医療には高度な技術が必要なため、指定医療機関制度が導入されており、届出をした病院、診療所、薬局、訪問看護事業所で行われる医療費が対象になります。

※精神通院医療には特別措置があります。

有効期間について

心臓の障害に係る手術を除き、判定された日から原則3か月以内です。

ただし、人工透析療法や免疫療法を必要とする場合のような、長期にわたり治療が必要となる医療の場合、最長1年以内とすることができます。

※期間内に治療が終わる見込みがない場合は、役場福祉支援課までご連絡ください。

※精神通院医療は、有効期間が異なります。



さい いじょう しんたいしょうがいしゃてちょう も かた う せい ど
18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方が受けられる制度です。

しんせい ひつよう
申請に必要なもの

- しんたいしょうがいしゃてちょう
身体障害者手帳
- いけんしょ していりょうきかん きにゆう
意見書（指定医療機関に記入してもらいます。）
※ようしき やくばふくししえんか まどぐち
※様式は役場福祉支援課の窓口にあります。
- けんこうほけんしょう
健康保険証
- ねんきんふりこみつうちょう ふりこみつうち など ねんきん じゅきゅうがく しよるい
年金振込通帳 または 振込通知ハガキ等の年金の受給額がわかる書類
※しょうがいねんきん いぞくねんきん じゅきゅう かた
※障害年金 または 遺族年金 を受給している方
- とくていしつぺいりょうようじゅりょうしょう
特定疾病療養受領証
※とうせきかんじゃ がいとうしゃ
※透析患者 および 該当者
- マイナンバー または つうち ほんにん ふようしゃ
通知カード（本人、扶養者のもの）
- いん みとめいん か
印かん（認印でも可）

しんせい なが
申請の流れ

しんせい けつてい やく げつ
※申請から決定まで、約2～3か月ほどかかります。

やく ば ふく し し えん か しん せい
役場福祉支援課に申請

おきなわけんしんたいしょうがいしゃこうせいそうだんじょ はんてい
沖縄県身体障害者更生相談所による判定

し きゅう けつ てい
支給決定

しきゅう けつてい ば あい じゅきゅうしゃしょう はっこう
支給が決定した場合に、受給者証が発行されます

やく ば ふく し し えん か じゅきゅうしゃしょう ゆうそう とど
役場福祉支援課より、受給者証が郵送で届きます。
せい ど りょう いりょうきかんとく じゅきゅうしゃしょう ていじ
制度の利用には、医療機関等での受給者証の提示が
ひつよう
必要です。

● 更生医療対象となる障害と標準的な治療の例

しょうがい しゅるい 障害の種類	しょうがい めい 障 害 名	しゅじゅつ 手 術
し か くしょうがい 視覚障害	はくないしょう 白内障	すいしょうたいてきしゅつしゅじゅつ 水晶体摘出手術
	もうまく り 網膜はく離	もうまく り しゅじゅつ 網膜はく離手術
	どうこうへい さ 瞳孔閉鎖	こうさいせつだんじゅつ 虹彩切断術
	かくまくこんだく 角膜混濁	かくまくいしょくじゅつ 角膜移植術
ちようかくしょうがい 聴覚障害	こまくせんこう 鼓膜穿孔	せんこうへいさじゅつ 穿孔閉鎖術
	がいじせいなんちよう 外耳性難聴	けいせいじゅつ 形成術
げ ん ごしょうがい 言語障害	がいしょうせいまた しゅじゅつご しょう 外傷性又は手術後に生じる はつおんこう ご しょうがい 発音構語障害	けいせいじゅつ 形成術
	しんがくこうがいれつ き いん おんせい 唇顎口蓋裂に起因した音声・ げ ん ご き の うしょうがい とちな 言語機能障害を伴うもので あって びいんこうへいさきのうふぜん に たい しゅじゅつ い がい し か に対する手術以外に 歯科 きようせい ひつよう もの 矯正が必要な者	し か きようせい 歯科矯正
した い ふ じ ゆ う 肢体不自由	かんせつこうしゆく かんせつきようちゆく 関節拘縮、関節強直	けいせいじゅつ じんこうかんせつちかんじゅつ 形成術、人工関節置換術
ない ぶしょうがい 内部障害	しんぞう せんてんせいしんしっかん (心臓) 先天性心疾患	べんこう しんしつしんぼうちゅうかくしゅじゅつ 弁口、心室心房中隔手術
	しんぞう こうてんせいしんしっかん (心臓) 後天性心疾患	うめぐみじゅつ ペースメーカー埋込術
	ぞう ぞうき の うしょうがい (じん臓) じん臓機能障害	じんこうとうせきりょうほう じんいしょくじゅつ 人工透析療法、腎移植術 こうめんえきりょうほう ふく (抗免疫療法を含む)
	かんぞう かんぞうき の うしょうがい (肝臓) 肝臓機能障害	かんぞういしょくじゅつ 肝臓移植術 こうめんえきりょうほう ふく (抗免疫療法を含む)
	しょうちよう しょうちようき の う ぜんぱい (小腸) 小腸機能全廃	ちゅうしんじょうみやくえいようほう 中心静脈栄養法
	めんえき かんせんしょう (免疫) HIV感染症	こう りょうほう めんえきちようせいほう 抗HIV療法、免疫調整法

18歳未満の身体に障害を有する児童が受けられる制度です。

しんせい ひつよう 申請に必要なもの しんせい ほごしゃ おこな ※申請は保護者が行います。

○意見書（指定医療機関に記入してもらいます。）

ようしき やくばふくししえんか まどぐち ※様式は役場福祉支援課の窓口にあります。

○健康保険証（児童と保護者のもの）

○年金振込通帳 または ねんきんふりこみつうちょう ふりこみつうち など ねんきん じゅきゅうがく しよるい 振込通知ハガキ等の年金の受給額がわかる書類

ほごしゃ しょうがいねんきん いぞくねんきん じゅきゅう かた ※保護者が障害年金 または 遺族年金 を受給している方

○マイナンバー または つうち ほんにん ふようしゃ 通知カード（本人、扶養者のもの）

○印かん（いん みとめいん か 認印でも可）

★ いくせいりよう しんたいしょうがいしゃてちょう も 育成医療は、身体障害者手帳を持っていなくても受けることができる制度です。

しんせい なが 申請の流れ

しんせい けつてい やく げつ ※申請から決定まで、約2～3か月ほどかかります。

やく ば ふく し し えん か しん せい 役場福祉支援課に申請

おきなわけんしょうにほけんきょうかい はんてい 沖縄県小児保健協会による判定

し きゅう けつ てい 支給決定

しきゅう けつてい ばあい じゅきゅうしゃしょう はっこう 支給が決定した場合に、受給者証が発行されます

やくばふくししえんか じゅきゅうしゃしょう ゆうそう とど 役場福祉支援課より、受給者証が郵送で届きます。

せいど りよう いりょうきかんとく じゅきゅうしゃしょう ていじ 制度の利用には、医療機関等での受給者証の提示が必要
ひつよう です。

● 育成医療対象となる障害と標準的な治療の例

しょうがい しゅるい 障害の種類	しょうがい めい 障 害 名	しゅじゅつ 手 術
しかくしょうがい 視覚障害	はくないしょう 白内障	
	せんてんせいりよくないしょう 先天性緑内障	
ちょうかくしょうがい 聴覚障害	せんてんせい じ き けい 先天性耳奇形	けいせいじゅつ 形成術
げん ごしょうがい 言語障害	こうがいれつ 口蓋裂など	けいせいじゅつ 形成術
	しんがくこうがいれつ きいん おんせい 唇顎口蓋裂に起因した音声・ げん ご き の うしょうがい ともな 言語機能障害を伴うものであつ びいんこうへいさきのうふぜん たい て鼻咽腔閉鎖機能不全に対する しゅじゅつ い がい し か きょうせい ひつよう もの 手術以外に歯科矯正が必要な者	し か きょうせい 歯科矯正
したいふじゆう 肢体不自由	せんてんせいこかんせつだつきゅう 先天性股関節脱臼、 せきついそくわんしょう びょう こつ 脊椎側彎症、くる病（骨 なんかしょう 軟化症）など	かんせつけいせいじゅつ かんせつちかんじゅつ 関節形成術、関節置換術、 ぎ し そうちゃく せつだんたん 義肢装着のための切断端 けいせいじゅつ 形成術など
ないぶしょうがい 内部障害	しんぞう せんてんせいしんしっかん （心臓）先天性心疾患	べんこう しんしつしんぼうちゅうかくしゅじゅつ 弁口、心室心房中隔手術
	しんぞう こうてんせいしんしっかん （心臓）後天性心疾患	うめぐみじゅつ ペースメーカー埋込術
	ぞう ぞうきのうしょうがい （じん臓）じん臓機能障害	じんこうとうせきりょうほう じんいしよくじゅつ 人工透析療法、腎移植術 こうめんえきりょうほう ふく （抗免疫療法を含む）
	かんぞう かんぞうきのうしょうがい （肝臓）肝臓機能障害	かんぞういしよくじゅつ 肝臓移植術 こうめんえきりょうほう ふく （抗免疫療法を含む）
	しょうちよう しょうちようき の う ぜんばい （小腸）小腸機能全廃	ちゅうしんじょうみやくえいようほう 中心静脈栄養法
	めんえき かんせんしょう （免疫）HIV感染症	こう りょうほう めんえきちようせいほう 抗HIV療法、免疫調整法
た その他	せんてんせいしよくどうへいさしょう せんてんせいちよう 先天性食道閉鎖症、先天性腸 へいさしょう さ こう きよだいけつちようしょう 閉鎖症、鎖肛、巨大結腸症、 にようどうげれつ ていりゅうせいそう こうがん 尿道下裂、停留精巣（睪丸） など	にようけいせい じんこうこうもん ぞうせつ 尿形成、人工肛門の造設 などの外科手術 げ か しゅじゅつ

◆ せいしんつういんいりょう 精神通院医療

せいしんいりょう つういん けいぞくてき ひつよう ばあい う せいど
精神医療の通院が継続的に必要な場合に受けられる制度です。

しんせい ひつよう 申請に必要なもの

- しんだんしょ していりょうきかん きにゆう
診断書（指定医療機関に記入してもらいます。）
- ※ ようしき やくばふくししえんか まどぐち
様式は役場福祉支援課の窓口にあります。
- ※ しんだんしょ さくせいりょう **じこふたん**
診断書の作成料は自己負担になります。
- けんこうほけんしょう
健康保険証
- ねんきんふりこみつうちょう ふりこみつうち など ねんきん じゅきゅうがく しよるい
年金振込通帳 または 振込通知ハガキ等の年金の受給額がわかる書類
- ※ しょうがいねんきん いぞくねんきん じゅきゅう かた
障害年金 または 遺族年金 を受給している方
- しょうとくかぜいしょうめいしょ
所得課税証明書
- ※ がつ にち たけとみちよう じゅうしょ な ばあい
※ 1月1日に竹富町に住所が無い場合
- マイナンバー または つうち ほんにん ふようしゃ
通知カード（本人、扶養者のもの）
- いん みとめいん か
印かん（認印でも可）

しんせい なが 申請の流れ

しんせい けつてい やく げつ
※申請から決定まで、約2～3か月ほどかかります。

やく ば ふく し し えん か しん せい
役場福祉支援課に申請

おきなわけんそうごうせいしんほけんふくし はんてい
沖縄県総合精神保健福祉センターによる判定

し きゅう けつ てい
支給決定

しきゅう けつてい ばあい じゅきゅうしゃしょう はっこう
支給が決定した場合に、受給者証が発行されます

やく ば ふく し し えん か じゅきゅうしゃしょう ゆうそう とど
役場福祉支援課より、受給者証が郵送で届きます。
せいど りよう いりょうきかんと じゅきゅうしゃしょう ていじ
制度の利用には、医療機関等での受給者証の提示が
ひつよう
必要です。

● 受給者証を受け取った後の手続き

必要場面	必要なもの
- 所得区分が変わったとき - 指定医療機関が変わったとき - 訪問看護の追加があるとき - 健康保険証の内容が変わったとき - 氏名、住所が変わったとき	- 受給者証 - 受給者本人の健康保険証 - 印かん（認印可）

自己負担額について

沖縄県の場合、「沖縄県精神障害者特別措置公費負担制度」が適用されますので、認定された自己負担額も公費負担となり、自己負担は発生しません。

※ 訪問看護事業書の訪問看護については、特別公費負担制度の対象になりません。

※ 申請及び更新(再認定) 申請に必要な診断書の料金は、自己負担となります。

有効期間について

新規申請

申請日から1年以内の日で、月の末日になります。

※ 令和元年4月1日に申請した場合、令和2年3月31日までが有効期間となります。

更新（再認定）

前回の終了日の翌日から1年以内の日で、月の末日になります。

※ 令和2年3月31日が終了日の場合、更新後の有効期間は令和2年4月1日～令和3年3月31日までとなります。

※ 前回の支給認定の有効期間を過ぎた場合は「新規申請」と同じ扱いになります。

※ 更新の手続きは、有効期間の3か月前から受付できます。



● 精神通院医療対象となる疾病の例

1	びょうじょうせい ふく きしつ せいせいしんしょうがい 病状性を含む器質性精神障害
2	せいしん さようぶつしつしやう せいしん こうどう しょうがい 精神作用物質使用による精神および行動の障害
3	とうごうしつちやうしやう とうごうしつちやうしやうがたしょうがい もうそうせいしょうがい 統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害
4	きぶんしょうがい 気分障害
5	てんかん
6	しんけいせいしょうがい かんれんしょうがい しんたいひようげんせいしょうがい 神経性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害
7	せいりてきしょうがい しんたいてきやういん かんれん こうどうしょうこうぐん 生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群
8	せいじん じんかく こうどう しょうがい 成人の人格および行動の障害
9	せいしん ちたい 精神遅滞
10	しんりてきはったつ しょうがい 心理的発達の障害
11	しょうにき せいねんき つうじょうはっしょう こうどう じょうちょ しょうがい 小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害



③ 補装具

障がい者等の身体機能を補完し、または代替し、かつ長期間にわたり継続して使用されるもので、義肢、装具、車いす、電動車いす、義眼、補聴器、重度障害者用意思伝達装置などのことをいい、新規での申請には医師の診断書が必要です。

対象者

補装具を必要とする身体障がい者・障がい児、難病患者等
※難病患者等については、政令に定める疾病に限ります。



自己負担額について

自己負担額は原則 1 割とされており、申請者の所得等により負担上限額が設定されます。

区分	世帯の収入状況	負担上減額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	町民税非課税世帯	0 円
一般	町民税課税世帯	37,200 円

▼ 所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者	障がいのある方とその配偶者
18歳未満の障がい児	保護者の属する住民基本台帳での世帯

耐用年数について

同じ補装具を再度申請する場合、原則として耐用年数を過ぎてからとなります。ただし、耐用年数を過ぎたからといって、必ず再交付が認められるわけではありません。使用状況、使用頻度などにより判断されます。

介護保険対象者については、介護保険による福祉用具(車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助杖)が優先されます(レンタル含む)。
ただし、身体状況に応じて、オーダーメイドなどにより個別に製作する必要があると判断されれば申請できます。



補装具の申請

< 申請に必要なもの >

- 身体障害者手帳
- 意見書・処方箋・・・指定医療機関に記入してもらいましょう。
様式は竹富町役場の窓口にあります。
- 見積書・・・・・・医師の処方箋をもとに、業者と相談してください。
- 所得課税証明書 ※1月1日に竹富町に住所が無い方
- マイナンバー・・・・申請書に記入する箇所があります。
- 印かん ※認印でも可

◆ 修理の申請について

補装具は修理の申請が可能です。申請に医師の意見書・処方箋は必要ありません。

申請の流れ

※申請から決定まで、約2～3か月ほどかかります。

役場福祉支援課に申請

沖縄県身体障害者更生相談所による判定

給付決定

支給が決定した場合、決定通知と給付券が発行されます

役場福祉支援課より、決定通知と給付券が届いたら
業者に連絡して補装具を受け取ってください。



◆ 補装具の限度額及び種目一覧 ※「●」印は介護保険優先種目

種 目	名 称		購入基準(H30)	耐用年数
義肢			367,700円	1～5 年
装具			82,700円	1～3 年
座位保持装置			327,700円	3 年
盲人安全つえ	普通用	グラスファイバー	3,550円	2 年
		木材	1,650円	
		軽金属	2,200円	5 年
	携帯用	グラスファイバー	4,400円	2 年
		木材	3,700円	
		軽金属	3,550円	4 年
	身体支持併用		3,800円	4 年
義眼	レディメイド		17,000円	2 年
	オーダーメイド		82,500円	
眼鏡	矯正用	6 D未満	17,600円	4 年
		6 D以上 1 0 D未満	20,200円	
		1 0 D以上 2 0 D未満	24,000円	
		2 0 D以上	24,000円	
	遮光用	前掛式	21,500円	
	コンタクトレンズ		15,400円	
	弱視用	掛けめがね式	36,700円	
		焦点調整式	17,900円	

◆ 補装具の限度額及び種目一覧 ※「●」印は介護保険優先種目

しゅ もく 種 目	めい しょう 名 称	こうにゆうきじゅん 購入基準(H30)	たいようねんすう 耐用年数
補聴器	こう ど なんちようよう がた 高度難聴用ポケット型	34,200円	5 年
	こう ど なんちようようみみ か がた 高度難聴用耳掛け型	43,900円	
	じゅうどなんちようよう がた 重度難聴用ポケット型	55,800円	
	じゅうどなんちようようみみ か がた 重度難聴用耳掛け型	67,300円	
	みみ がた 耳あな型（レディメイド）	87,000円	
	みみ がた 耳あな型（オーダーメイド）	137,000円	
	こつどうしき がた 骨導式ポケット型	70,100円	
	こつどうしきめがね がた 骨導式眼鏡型	120,000円	
● 車いす	ふつう がた 普通型	100,000円	6 年
	しきふつう がた リクライニング式普通型	120,000円	
	しきふつう がた ティルト式普通型	148,000円	
	しきふつう がた リクライニング・ティルト式普通型	173,000円	
	しゅどう しきふつう がた 手動リフト式普通型	232,000円	
	ぜんぼうだいしゃりん がた 前方大車輪型	100,000円	
	しきぜんぼうだいしゃりん がた リクライニング式前方大車輪型	173,000円	
	かた て く どうがた 片手駆動型	117,000円	
	しきかた て く どうがた リクライニング式片手駆動型	133,600円	
	く どうがた レバー駆動型	160,500円	
	て お がた 手押し型 A	82,700円	
	て お がた 手押し型 B	81,000円	
	しき て お がた リクライニング式手押し型	114,000円	
	しき て お がた ティルト式手押し型	128,000円	
	しき て お がた リクライニング・ティルト式手押し型	153,000円	

◆ 補装具の限度額及び種目一覧 ※「●」印は介護保険優先種目

種 目	名 称		購入基準(H30)	耐用年数	
● 電 動 車 い す	ふつうがた 普通型 (4.0km/ h)		314,000円	6 年	
	ふつうがた 普通型 (6.0km/ h)		329,000円		
	かんいがた 簡易型	きりかえしき 切替式	157,500円		
		ふつうがた アシスト普通型	212,500円		
	しきふつうがた リクライニング式普通型		343,500円		
	でんどう 電動リクライニング式普通型		440,000円		
	でんどう 電動リフト式普通型		701,400円		
	でんどう 電動ティルト式普通型		580,000円		
	でんどう 電動リクライニング・ティルト式普通型		982,000円		
ざいほじいす 座位保持椅子 (児のみ)			24,300円	3 年	
きりつほじぐ 起立保持具 (児のみ)			27,400円	3 年	
● 歩 行 器	ろくりんがた 六輪型		63,100円	5 年	
	よんりんがた 四輪型 (腰かけつき)		39,600円		
	よんりんがた 四輪型 (腰かけなし)		39,600円		
	さんりんがた 三輪型		34,000円		
	にりんがた 二輪型		27,000円		
	こていがた 固定型		22,000円		
	こうごがた 交互型		30,000円		
とうぶほじぐ 頭部保持具 (児のみ)			7,100円	3 年	
はいべんほじぐ 排便保持具 (児のみ)			10,000円	2 年	
● 歩 行 補 助 つ え	まつば 松葉づえ	もくざい 木材	A 普通	3,300円	2 年
			B 伸縮	3,300円	
	けいきんぞく 軽金属	A 普通	4,000円	4 年	
		B 伸縮	4,500円		

◆ 補装具の限度額及び種目一覧 ※「●」印は介護保険優先種目

種 目	名 称	購入基準(H30)	耐用年数
● 歩行補助つえ	カナディアン・クラッチ	8,000円	4 年
	ロフストランド・クラッチ	8,000円	
	多点つえ	6,600円	
	プラットホーム杖	24,000円	
意思伝達装置 重度障害者用	簡易なもの	143,000円	5 年
	簡易な環境制御機能が 附加されたもの	191,000円	
	高度な環境制御機能が 附加されたもの	450,000円	
	通信機能が附加された もの	450,000円	
	生体現象方式	450,000円	

(注1) 義肢・装具・座位保持装置の基準額については、平成23年度の交付実績(金額)

1件あたりの平均単価を記載。(千円未満は四捨五入)

(注2) 義肢・装具の耐用年数について、18歳未満の児童の場合は、成長に合わせて

4か月～1年6か月の使用年数となっている。



④ ちいきせいかつしえんじぎょう 地域生活支援事業

たけとみちやう しゆたい しょう ひと じりつ にちじやうせいかつ しゃかい
竹富町が主体となって、障がいのある人が、自立した日常生活または社会
せいかつ いとな か き じぎょう じっし
生活を営むことができるように、下記の事業を実施しています。

じ ぎょう めい 事業名	ない よう 内容
い どう し えん 移動支援	おくがい い どう ごんなん しょうがい かた がいしゆつ 屋外での移動が困難な障害のある方について、外出のための し えん おこな 支援を行います。
い し そつう し えん 意思疎通支援 (→ 3 4 ページ)	ちやうかく げん ごき のう おんせいきのう し かくとう しょうがい い し そつう 聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通 をはか ししやう かた た かた い し そつう ちゅうかい を図ることに支障がある方とその他の方の意思疎通を仲介 するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣な どをおこな を行います。
にちじやうせいかつ よう ぐ きやうふとう 日常生活用具給付等 (→ 3 6 ページ)	しょう かたなど たい にちじやうせいかつ よう ぐ きやうふ たい よ 障がいのある方等に対し、日常生活用具の給付または貸与を おこな 行います。
じゆんかいし えん せんもんいん せい び 巡回支援専門員整備 (→ 4 4 ページ)	ほいくしょなど こ おや あつ し せつ ば じゆんかいとう し えん 保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等の支援 をじっし こ そだ き だんかい し えん おこな を実施し、子育てにおける“気になる”段階からの支援を行 います。

◆ い どう し えん 移動支援

い どう さい み まも かいじょ ひつよう しょう しゃ じ たい し えん
移動する際に、見守りや介助の必要な障がい者（児）に対する支援です。
りよう りようじかん おう ふたん かく ひつよう
利用にあたっては、利用時間に応じた負担額が必要になります。

じ かん 時間	しんたいかいご 身体介護	ふたん かく 負担額
ぶん み まん 30分未満	な し	えん 7 5 円
	あ り	えん 2 3 0 円
ぶん い じやう 30分以上	な し	えん 1 5 0 円
	あ り	えん 4 0 0 円
じ かん い じやう 1時間以上	な し	えん 2 2 5 円
	あ り	えん 5 8 0 円
じ かん ぶん い じやう 1時間30分以上	ぶん ま 30分を増すごとに	えん 7 0 円の追加

せい かつ ほごじきやうしゃ じ こ ふたん
※生活保護受給者は自己負担なし。

◆ い し そ つ う し え ん じ ぎ ょ う 意思疎通支援事業

い し そ つ う し え ん じ ぎ ょ う し ゅ わ つ う や く し ゃ は け ん き ん き ゅ う つ う ほう じ ぎ ょ う
意思疎通支援事業では、手話通訳者派遣、緊急通報システムなどの事業を
おこな
行っています。

たい し ょ う し ゃ 対 象 者

- ち ょ う な い き ょ じ ゅ う ち ょ う か く し ょ う し ゃ
・ 町内に居住する聴覚障がい者
- ち ょ う か く し ょ う し ゃ い し そ つ う は か ひ つ ょ う だ ん た い
・ 聴覚障がい者と意思疎通を図る必要のある団体

じ こ ふ た ん 自己負担について

げ ん そ く む り ょ う
原則、無料。

い し そ つ う し え ん し ゃ か か に ゅ う じ ょ う り ょ う と こ う ひ た る い ひ ょ う
※意思疎通支援者に係る入場料、渡航費その他これらに類する費用は
し ん せ い し ゃ じ こ ふ た ん
申請者の自己負担になります。

あ っ せ ん は け ん か く し ゅ だ ん た い ふ た ん
※斡旋による派遣については、各種団体負担。

は け ん ば し ょ は け ん じ か ん 派遣場所・派遣時間について

は け ん ば し ょ や え や ま け ん い き て き と う み と く い き
派遣場所：八重山圏域、または適当と認める区域。

は け ん じ か ん ご ぜん じ ご じ じ か ん い な い
派遣時間：午前8時～午後10時までの5時間以内。

き ん き ゅ う え ば あ い か ぎ
※緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。

し ん せ い ほう ほう は け ん 申請方法・派遣について

や く ば ふ く し し え ん か し ん せ い 役 場 福 祉 支 援 課 に 申 請

やす の ぞ に ち ま え ふ く し し え ん か し ん せ い
(休みを除く5日前までに、福祉支援課に申請ください)

け っ て い じ こ う れ ん ら く
決定事項をFAXまたはEメールで連絡します

は け ん げ ん ち し ゅ う ご う つ う や く は け ん
派遣は現地集合になります(通訳の派遣)

き ん き ゅ う え ば あ い か ぎ
※緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。



緊急通報システム

けんちょうしゃ ばん けいさつ ばん しょうぼう つうほう ちょうかく
 健聴者が110番（警察）、119番（消防）通報するように、聴覚
 しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう
 障がい者がFAXやEメールで通報することができます。警察または消防
 いらい しゅうわつうやくしゃ げんち き じぜんとうろく ひつよう
 からの依頼で、手話通訳者が現地に來ます。**事前登録が必要**です。
 そうじゅしんりょう
 （FAXやEメールには、送受信料がかかります。）

Net 119 緊急通報システム

Net 119 は、ちょうかくまた おんせい げんごきのう しょう しっぺいなど
 おんせい ばんつうほう こんなん かた など もち
 音声による119番通報が困難な方が、スマートフォン等を用いて
 ぜんこく おんせい ばんつうほう
全国どこからでも音声によらない119番通報ができるシステムです。
 りよう じぜんとうろく ひつよう
 利用するには**事前登録が必要**です。

※ Net 119 の登録料及び利用料は無料です。ただし、つうしんりょう りよう
 しゃ ふたん
 者の負担となります。

※ 申込みの際は、もうしこ さい りようきやく どうい ひつよう
 利用規約に同意する必要があります。

くわ やくばふくししえんか しょう ふくしたんとう と あ
 詳しくは役場福祉支援課 障がい福祉担当までお問い合わせください。

～ メ モ ～



◆ 日常生活用具給付等

在宅の重度障がい者（児）の日常生活の利便を図るため、次のページからの表にある日常生活用具費を一部助成します。

対象者

在宅で生活している障がい者（児）、難病患者等。

※難病患者等については、政令に定められている疾病に限られます。

※助成できる対象者や品目等は状態や程度等によって分類されています。詳しくは37ページからの表をご確認ください。

自己負担額について

原則1割負担で、所得等により負担上限月額が設定されます。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	町民税非課税世帯	0円
一般	町民税課税世帯	37,200円

※基準額を上回る金額については、すべて自己負担となります。

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者	障がいのある方とその配偶者
18歳未満の障がい児	保護者の属する住民基本台帳での世帯

対象品目

次のページからの表のとおり、品目ごとに対象者、基準額が設定されています。また、難病患者などについては、難病患者等の日常生活用具の表（→42ページ）があります。

※介護保険対象者については、原則として介護保険の福祉用具が優先されます。

しゅべつ 種別	ひん 品 目	きじゅんがく 基準額	たいしょうしゃ 対 象 者
介 護 ・ 訓 練 支 援 用 具	とくしゅしんだい 特殊寝台(●)	えん 154,000円	か し たいかん き のう きゅういじょう もの 下肢または体幹機能2級以上の者。
	とくしゅ 特殊マット(●)	えん 19,600円	か し たいかん き のう きゅういじょう もの 下肢または体幹機能1級以上の者 じょうじかいご よう もの かぎ (常時介護を要する者に限る)。ただ し、原則として3歳以上の者。
	とくしゅにようき 特殊尿器(●)	えん 67,000円	か し たいかん き のう きゅういじょう もの 下肢または体幹機能1級以上の者 じょうじかいご よう もの かぎ (常時介護を要する者に限る)。ただ し、原則として学齢児以上の者。
	にゅうよくた ン か 入浴担架	えん 82,400円	か し たいかん き のう きゅういじょう もの 下肢または体幹機能2級以上の者 にゅうよく あ かぞくなど かいじょ よう (入浴に当たって、家族等の介助を要 する者に限る)。ただし、原則として がくれいじいじょう もの 学齢児以上の者。
	たい い へん かん き 体位変換器(●)	えん 15,000円	か し たいかん き のう きゅういじょう もの 下肢または体幹機能2級以上の者 したぎごうかんとう あ かぞくなどたにん (下着交換等に当たって、家族等他人 の介助を要する者に限る)。ただし、 げんそく がくれいじいじょう もの 原則として学齢児以上の者。
	いどうよう 移動用リフト(●)	えん 159,000円	か し たいかん き のう きゅういじょう もの 下肢または体幹機能2級以上の者。 げんそく さいいじょう もの ただし、原則として3歳以上の者。
	くんれん 訓練いす	えん 33,100円	か し また たいかんき のうしやうがい きゅういじょう もの 下肢又は体幹機能障害2級以上の じどう げんそく さいいじょう 児童であって、原則として3歳以上の もの もの。
	くんれんよう 訓練用ベッド	えん 159,200円	か し また たいかんき のうしやうがい きゅういじょう もの 下肢又は体幹機能障害2級以上の じどう げんそく がくれいじ 児童であって、原則として学齢児 いじょう もの 以上の者。
自 立 生 活 支 援 用 具	にゅうよくほじょようぐ 入浴補助用具(●)	えん 90,000円	か し また たいかんき のうしやう しや 下肢又は体幹機能障がい者であっ て、入浴に介助を必要とする者。ただ し、原則として3歳以上の者。
	べん き 便器(●)	べん き えん 便器:4,450円 て えん 手すり:5,400円	か し たいかん き のう きゅういじょう もの 下肢または体幹機能2級以上の者。 げんそく がくれいじいじょう もの ただし、原則として学齢児以上の者。
	とうぶほごぼう 頭部保護帽	えん かわ 革:15,200円 えん プラスチック: 36,750円	へいごうきのうまた か し も たいかんき のう 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能 しょうがい ゆう てんとうなど とうぶ に障害を有し、転倒等により頭部を きょうだ ものまた じゅうど も 強打するおそれのある者又は重度若 しくは最重度の知的障がい者(児)で あって、てんかんの発作により頻繁 に転倒する者。
	じじょう ぼうじょう T字状・棒状のつえ	えん 4,460円	か し また たいかんき のう しょうがい ゆう 下肢又は体幹機能に障害を有する もの げんそく がくれいじいじょう もの 者。ただし、原則として学齢児以上の もの もの。

しゅべつ 種別	ひん 品 目	きじゅんがく 基準額	たいしょうしゃ 対 象 者
自立生活支援用具	移動・移乗支援用具(●)	60,000円	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者。
	特殊便器	151,200円	上肢障害2級以上の者。ただし、原則として学齢児以上の者。
	火災報知器	15,500円	障害等級2級以上の者。
	自動消火器	28,700円	(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)
	歩行時間延長信号機用 小型送信機	7,000円	視覚障害2級以上の者。ただし、原則として学齢児以上の者。
	聴覚障がい者用屋内 信号装置	87,400円	聴覚障害2級の者。 (聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)
在宅療養等支援用具	透析液加温器	51,500円	腎臓機能障害3級以上で(CAPD)による透析療法を行う者。ただし、原則として3歳以上の者。
	ネブライザー(吸入器)	36,000円	呼吸機能障害3級以上又は同程度の身体障がい者であって必要と認められる者。
	電気式たん吸引器	56,400円	
	酸素ボンベ運搬車	17,000円	医療保険における在宅酸素療法を行う者。
	盲人用体温計(音声式)	9,000円	視覚障害2級以上の者。 (盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)。
	盲人用体重計	18,000円	ただし、原則として学齢児以上の者。
	動脈血中酸素飽和度 測定器 (パルスオキシメーター)	157,500円	人工呼吸器の装着が必要な者。

しゅべつ 種別	ひん 品 目	きじゅんがく 基準額	たいしょうしゃ 対 象 者
情 報 ・ 意 思 疎 通 支 援 用 具	けいたいようかいわほじょそうち 携帯用会話補助装置	98,800円	おんせいきのうも げんごきのうしやう しゃまた 音声機能若しくは言語機能障がい者又 したいふじゆうしや はっせい はつご は肢体不自由者であって、発声・発語に いちじる しょう ゆう もの 著しい障がいを有する者。ただし、 げんそく がくれいじいじよう もの 原則として学齢児以上の者。
	じょうほう つうしんしえんようぐ 情報・通信支援用具	100,000円	じゅうどし かくしやう しゃおよ じゅうどじやうし ふじゆう 重度視覚障がい者及び重度上肢不自由 者であって、情報機器(パーソナルコン ピュータ)の使用により、社会参加が見 こ もの 込まれる者。
	てんじ 点字ディスプレイ	383,500円	し かくしやうがい およ ちやうかくしやうがい じゅうふくしやう しゃ 視覚障害及び聴覚障害の重複障がい者 げんそく し かくしやうがい きゆういじよう (原則として視覚障害2級以上、かつ、 ちやうかくしやうがい きゆういじよう ひつよう みと 聴覚障害2級以上)であって、必要と認 められる者。
	てんじき 点字器	ひようじゅんがた 標準型A 10,400円	し かくしやう しゃ ひつよう みと 視覚障がい者であって、必要と認めら れる者。ただし、原則として学齢児以上 の者。
		ひようじゅんがた 標準型B 6,600円	
		けいたいよう 携帯用A 7,200円 けいたいよう 携帯用B 1,650円	
	てんじ 点字タイプライター	63,100円	し かくしやうがい きゆういじよう もの 視覚障害2級以上の者。 (就職若しくは就学をしている者又は しゅうろう みこ もの かぎ 就労が見込まれる者に限る)
	しかくしやう しゃよう 視覚障がい者用 ポータブルレコーダー	ろくおんさいせいき 録音再生機 85,000円 さいせいせんようき 再生専用機 35,000円	し かくしやうがい きゆういじよう もの 視覚障害2級以上の者。ただし、原則 として学齢児以上の者。
	しかくしやう しゃよう 視覚障がい者用 かつじぶんしよみあそうち 活字文書読上げ装置	99,800円	
	しかくしやう しゃよう 視覚障がい者用 かくだいでくしよき 拡大読書器	198,000円	

しゅべつ 種別	ひん 品 目	きじゅんがく 基準額	たいしょうしゃ 対 象 者
情 報 ・ 意 思 疎 通 支 援 用 具	もうじんようとき 盲人用時計	しよくどくとけい 触読時計 10,300円 おんせいとき 音声時計 13,300円	しかくしょうがい きゆういじょう もの 視覚障害 2 級以上の者。 なお、おんせいとき てゆび しょうかく しょうがい なお、音声時計は、手指の触覚に障害が ある等のため触読式時計の使用が困難 な者を原則とする。ただし、原則とし て学齢児以上の者。
	ちようかくしょう しゃよう 聴覚障がい者用 つうしん そうち 通信装置	71,000円	ちようかくしょう しゃまた はつせい はつご いちじる 聴覚障がい者又は発声・発語に 著しい 障がいをも有する者であって、コミュニ ケーション、きんきゆうれんらくなど しゅだん 緊急連絡等の手段として 必要と認められる者。ただし、原則と して学齢児以上の者。
	ちようかくしょう しゃよう 聴覚障がい者用 じょうほうじゅしん そうち 情報受信装置	88,900円	ちようかくしょう しゃ ほんそうち 聴覚障がい者であって、本装置により テレビの視聴が可能になる者。
	じんこうこうとう 人工喉頭	ふえしき 笛式 8,100円 でんどうしき 電動式 70,100円	おんせい き のうしやう しゃ こうとうできしゅつしゃ 音声機能障がい者(喉頭摘出者)であっ て、必要と認められる者。
	ふくしでんわ たいよ 福祉電話(貸与)	しん きせっち 新規設置 83,300円 かいせんきりかえ 回線切替のみ 2,000円	ちようかくまた おんせい き のう も げんごきのう 聴覚又は音声機能若しくは言語機能に しょうがい ゆう ちようかくしょう しゃまた がいしゅつ 障害を有する聴覚障がい者又は外出 困難な身体障がい者(原則として 2 級 以上)であってコミュニケーション、 きんきゆうれんらくなど しゅだん ひつようせい みと 緊急連絡等の手段として必要性が認め られる者又はファックス被貸与者。た だし、聴覚障がい者又は身体障がい者 のみの世帯及びこれに準ずる世帯。
	ファックス(貸与)	7,700円	ちようかくまた おんせい き のう も げんごきのう 聴覚又は音声機能若しくは言語機能 しょうがい きゆういじょう ちようかくしょう しゃなど 障害 3 級以上の聴覚障がい者等であっ て、コミュニケーション、きんきゆうれんらくなど 緊急連絡等の手段として必要性が認められる者。 ただし、電話(福祉電話含む)によるコ ミュニケーション等が困難な聴覚障 がい者等のみの世帯及びこれに準ずる 世帯。
	てんじとしよ 点字図書	—	じょうほう にゅうしゅ てんじ おもに、情報の入手を点字によってい る視覚障がい者に対し、町長が別に定 める。

しゅべつ 種別	ひん 品 目	きじゅんがく 基準額	たいしょうしゃ 対 象 者
排 泄 管 理 支 援 用 具	ストマ器具 (ストマ用品一式、洗腸 用具等)	ちくべんぶくろ 蓄弁袋 えん 8,858円 はいにようぶくろ 排尿袋 えん 11,639円 (1 か月につき)	ちようかん せつじよまた ぼうこう せつじよ 腸管の切除又は膀胱の切除によって こうもん はいべんまた ぼうこう はいによう 肛門からの排便又は膀胱からの排尿 こんなん ふくぶ じんこうこうもんまた が困難となり、腹部に人工肛門又は じんこうぼうこう もう はいせつ おこな もの 人工膀胱を設け排泄を行っている者。
	紙おむつ等 (紙おむつ、サラシ、ガ ーゼ等衛生用品)	えん 12,000円 (1 か月につき)	ちりよう けいかい み こ 治療によって軽快の見込みのないス トマ周辺の皮膚の 著 しいびらん、ス トマの変形のため、ストマ用具を装着 できない者で、紙おむつ等の用具を 必要とする3歳以上の者。 せんてんせいしっかん せんてんせいさこう のぞ き いん 先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因 しんけいしようがい こうど はいにようき のう する神経障害による 高度の排尿機能 しょうがいまた こうど はいべんき のうしようがい 障害又は 高度の排便機能障害のある もので、紙おむつ等の用具類を必要とす る者。 せんてんせいさこう たい こうもんけいせいじゆつ 先天性鎖肛 に対する 肛門形成術 に きいん こうど はいべんき のうしようがい 起因する 高度の排便機能障害のある もので、紙おむつ等の用具類を必要とす る者。 のうせい ま ひとうのうげんせいうんどうきの うしようがい 脳性麻痺等脳原生運動機能障害 に よ はいにようまた はいべん い しひょうじ こんなん り排尿又は排便の 意思表示が困難な もので、紙おむつ等の用具類を必要とす る者。
	収尿器	だんせいようふつうがた 男性用普通型 えん 7,700円 だんせいようかんいがた 男性用簡易型 えん 5,700円 じよせいようふつうがた 女性用普通型 えん 8,500円 じよせいようかんいがた 女性用簡易型 えん 5,900円	せきずいそんしょうなど はいにようしょう とく 脊髄損傷等 による 排尿障がい(特に しつぎん ばあい しゅうにようき ひつよう 失禁がある場合)により、収尿器を必要 とする者。
じゅうたく 住宅 かいしゅうひ 改修費	きょたくせいかつ 居宅生活 どうさほじょようぐ 動作補助用具(●)	ちようちよう べつ さだ 町長が別に定める。	

◆ 難病患者等の日常生活用具

※「●」印は介護保険優先種目

しゅべつ 種別	ひん 品 目	きじゅんがく 基準額	たいしょうしゃ 対 象 者
介護・訓練支援用具	とくしゅ 特殊マット(●)	えん 19,600円	なんびょう 難病により、ね 寝たきりの状態にある者。
	とくしゅしんだい 特殊寝台(●)	えん 154,000円	
	とくしゅにようき 特殊尿器(●)	えん 67,000円	なんびょう 難病により、じりき 自力で排尿できない者。
	たいへんかんき 体位変換器(●)	えん 15,000円	なんびょう 難病により、ね 寝たきりの状態にある者。
	いどうよう 移動用リフト(●)	えん 159,000円	なんびょう 難病により、か し 下肢または体幹機能に障害のあ る者。
	くんれんよう 訓練用ベッド	えん 159,200円	
在宅療養等支援用具	でんきしき 電気式たん吸引器	えん 56,400円	なんびょう 難病により、こきゅうき 呼吸器機能に障害のある者。
	ネブライザー(吸入器)	えん 36,000円	
	どうみやくけつちゅうさんそほうわど 動脈血中酸素飽和度 測定器(パルスオキシメーター)	えん 157,500円	なんびょう 難病により、じんこうこきゅうき 人工呼吸器の装着が必要な者。
自立生活支援用具	べんき 便器	えん 4,450円	なんびょう 難病により、じょうじかいじょ 常時介助を必要とする者。
	べんき 便器(●)	て 手すり えん 5,400円	
	にゅうよくほじょようぐ 入浴補助用具(●)	えん 90,000円	なんびょう 難病により、にゅうよく 入浴に介助を必要とする者。
	いどう 移動・移乗支援用具(●)	えん 60,000円	なんびょう 難病により、か し 下肢が不自由な者。
	とくしゅべんき 特殊便器	えん 151,200円	なんびょう 難病により、じょうしきのう 上肢機能に障害のある者。
	じどうしょうかき 自動消火器	えん 28,700円	なんびょう 難病により、かさいはっせい 火災発生感知及び避難が著 しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれ に準ずる世帯。
住宅 改修費	きょたくせいかつ 居宅生活 どうさほじょようぐ 動作補助用具(●)	ちやうちやう 町長が別に定める。	

⑤ 障がい児支援

障がい児を対象とした施設・事業は、平成24年4月より児童福祉法に
根拠規定が一本化され、体系も再編されました。

対象サービス



◆ 障害児通所支援

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス など

→ 役場福祉支援課で申請

◆ 障害児入所支援

- 福祉型障害児入所施設
- 医療型障害児入所施設

→ 児童相談所（県）で申請

相談支援



◆ サービス等利用計画など

- 居宅サービス
- 通所サービス

→ 相談支援事業所で相談

障がい児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断
を行うため、障害児相談支援の対象とはなりません。



◆ 児童発達支援

通所利用の未就学の障がい児に対する支援を行う身近な療育の場です。

事業所名		お問い合わせ先
1	石垣市障がい児 通所支援事業所ひまわり	石垣市登野城357-1 健康福祉センター内 TEL：82-7111
2	ちゅらハウス 3号館	石垣市新川442-4 TEL：87-0622
3	多機能型通所支援 ウィズトークス	石垣市登野城732-1 TEL：87-5545
4	寺子屋mini	石垣市宮良1025-6 TEL：87-5814
5	児童発達支援事業所 ぴっころ	石垣市新川23 新川ハイツ 201 TEL：88-5817

◆ 巡回支援専門員

委託を受けた専門員が竹富町の保育所と幼稚園を定期的に訪問します。その中で、子育てや発達支援などについて、保育士や幼稚園教諭、保護者への的確なアドバイスを行います。

巡回先	住所・連絡先
竹富保育所	竹富町字竹富326-1 TEL：85-2343
黒島保育所	竹富町字黒島148-1 TEL：85-4139
小浜保育所	竹富町字小浜1923-1 TEL：85-3278
大富保育所	竹富町字南風見仲29-41 TEL：85-5340
上原保育所	竹富町字上原382 TEL：85-6440
西表保育所	竹富町字西表650-1 TEL：85-6304
波照間保育所	竹富町字波照間10 TEL：85-8314
おおはら幼稚園	竹富町字南風見201-8 TEL：85-5553
うえはら幼稚園	竹富町字上原383 TEL：85-6754
はてるま幼稚園	竹富町字波照間8 TEL：85-5254

◆ ほうかご 放課後デイサービス

がっこうしゅうがくちゅう しょう じ たい ほうかご なつやす ちょうききゅうかちゅう
 学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、
 せいかつのうちよくこうじょう くんれん けいぞくてき ていきよう
 生活能力向上のための訓練などを継続的に提供します。

事業所名	お問い合わせ先
1 いしがきししょう じ 石垣市障がい児 つうしよし えん じぎようしよ 通所支援事業所ひまわり	いしがきしあざと のしろ けんこうふくし ない 石垣市字登野城357-1 健康福祉センター内 TEL：82-7111
2 ちゅらハウス	いしがきしあざと のしろ 石垣市字登野城891-1 TEL：88-7279
3 ちゅらハウス 2号館 ごうかん	いしがきしあざと のしろ 石垣市字登野城790-3 TEL：82-7288
4 ちゅらハウス 3号館 ごうかん	いしがきしあざあらかわ 石垣市字新川442-4 TEL：87-0622
5 ファーストハンド	いしがきしあざいしがき 石垣市字石垣360 TEL：87-6320
6 ほうかごとう 放課後等デイサービス ファーストハンド ハイ Hi！	いしがきしあざと のしろ 石垣市字登野城1015-2 TEL：87-5390
7 たきのうがたつうしよし えん 多機能型通所支援 ウィズトークス	いしがきしあざと のしろ 石垣市字登野城732-1 TEL：87-5545
8 てらこや 寺子屋	いしがきしあざみやら 石垣市字宮良1025-6 TEL：87-5814
9 じどうはったつし えん じぎようしよ 児童発達支援事業所 ぴっころ	いしがきしあざあらかわ あらかわ 石垣市字新川23 新川ハイツ 201 TEL：88-5817
10 じどうはったつし えん じぎようしよ 児童発達支援事業所 こたと	いしがきしあざと のしろ 石垣市字登野城91－1F TEL：0980-87-9528 / FAX：0980-87-0187

◆ 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾病受給者に対して、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の利便を図るため、日常生活用具費を一部助成します。

ただし、対象者については、障害者総合支援法による事業の対象にならない者に限られています。詳しくは、役場福祉支援課障がい福祉担当までお問い合わせください。

◆ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度または中等度難聴児に対して補聴器の購入、修理にかかる費用を一部助成することにより、言語の習得、教育等における健全な発達を支援した事業です。助成金は意見書等の内容に基づいて算出されます。詳しくは、福祉支援課障がい福祉担当までお問い合わせください。

対 象 者

- ・竹富町に住所を有する18歳未満の児童。
- ・両耳の聴力レベルが30デシベル以上、70デシベル未満で身体障害者手帳の交付対象ではないこと。
- ・補聴器を装用することにより、言語の習得など一定の効果が期待できると指定医師により判断されていること。

助成金の交付申請をする際に必要なもの

- ☐ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金（購入・修理）交付申請書
- ☐ 意見書（指定医療機関に記入してもらいます。）
- ☐ 見積書（意見書の処方に基づき補聴器販売業者が作成します。）
- ☐ 住民票及び市町村民税の課税状況が確認できる書類



5. 年金・手当等について

心身に障がいをお持ちの方やその家族に対し、次のような制度があります。

	年金・手当等	お問い合わせ先
1-1	障害年金(障害基礎年金)	竹富町役場町民課 または 年金事務所
1-2	障害年金(障害厚生年金)	年金事務所
2	特別障害者手当(20歳以上)	竹富町役場 福祉支援課 子育て・障害福祉係
3	障害児福祉手当(20歳未満)	竹富町役場 福祉支援課 子育て・障害福祉係
4	特別児童扶養手当	竹富町役場 福祉支援課 子ども未来係
5	心身障害者扶養共済制度	竹富町役場 福祉支援課 子育て・障害福祉係
6	生活福祉資金貸付制度	竹富町社会福祉協議会

1. 障害年金 (障害基礎年金・障害厚生年金)

障害年金とは、病気や怪我等によって仕事や生活に制限が発生するようになった際に支給される年金です。年金の制度と各種障害者手帳の制度は別であるため、手帳の交付を受けたことで障害年金の受給が可能になるわけではありません。また、他の年金との調整等が発生する場合があります。

	受給要件	お問い合わせ先
障害基礎年金	- 初診日に、年金の被保険者であること - 一定の障害の状態であること	竹富町役場 町民課 年金事務所
障害厚生年金	一定の保険料を納付していること	年金事務所

2. 特別障害者手当 (20歳以上)

心身に重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする方や、その保護者等に対して、手当が支給されます。

支給要件	在宅の20歳以上の方 重度の障害により日常生活において、常時介護が必要な方
支給月額	27,980円(年により変動あり) ※申請のあった翌月分から支給
支給時期・方法	本人名義の預金口座に3か月に1度振込み 支給月：5月、8月、11月、2月
所得制限	受給者、扶養義務者の前年の所得が一定の額以上あるとき
支給されない場合	・施設等に入所したとき ・病院等に3か月以上入院したとき

3. 障害児福祉手当 (20歳未満)

重度の障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減一助として手当を支給しています。

支給要件	在宅の20歳未満の方 重度の障害により日常生活において、常時介護が必要な方
支給月額	15,220円(年により変動あり) ※申請のあった翌月分から支給
支給時期・方法	本人名義の預金口座に3ヶ月に1度振込み 支給月：5月、8月、11月、2月
所得制限	受給者、扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるとき
支給されない場合	・施設等に入所したとき ・病院等に3か月以上入院したとき

4. 特別児童扶養手当 (20歳未満)

心身に重度または、中程度の障がいがある20歳未満の児童を介護している方に対して
手当が支給されます。

支給要件	身体や精神に重度または中度の障害がある児童の父もしくは母、又は父母にかわってその児童を養育している方	
支給月額	1級該当の児童1人につき	月額：53,700円
	2級該当の児童1人につき	月額：35,760円
支給時期・方法	申請のあった翌月分から支給 4/11、8/11、11/11の年3回、支払月の前月までの分を支給。	
所得制限	受給者、その配偶者、扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは、手当は支給されません。	

※支給月額は、年度により変動することがあります。



お問い合わせ先：竹富町役場 福祉支援課 子ども未来係
(TEL：83-7415)



5. 心身障害者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している保護者が、自ら生存中に毎月一定の掛金を納めることにより保護者に万一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金(月額2万円または4万円)を支給する制度です。

対 象	① 知的障害の方 ② 身体障害者手帳(1級、2級、3級)の方 ③ 精神または身体に永続的な障害のある方(統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病等)でその障害の程度が ①または②の者と同程度と認められる方
加 入 資 格	障がい者の保護者であり、次にあてはまる方 ・ 住所が沖縄県にあること ・ 65歳未満であること ・ 特別な病気、または障害をもっていないこと

6. 生活福祉資金貸付制度

病気等のために入院費用が払えない、家族を介護するために家を改築する、また学校に進学するための費用や自動車を買う費用等、まとまったお金が必要な方に対して、低額で貸付をしています。

お問い合わせ先：竹富町社会福祉協議会

(TEL：84－3302)



6. 障がい者の医療について

障害をお持ちの方に対する医療制度については、表のとおりになります。

	制 度	お問い合わせ先
1	自立支援医療(19ページ) (更生医療・育成医療・精神通院)	竹富町役場 福祉支援課
2	重度心身障害者(児)医療費助成	竹富町役場 福祉支援課
3	障がい者の後期高齢者医療制度による医療	竹富町役場 健康づくり課
4	特定疾病療養受療証	各種保険者
5	特定医療費(指定難病)公費負担制度	八重山保健所
6	小児慢性特定疾病医療費助成制度	八重山保健所
7	障害者歯科診療について	沖縄県 障害福祉課

医療制度のイメージ

保険適用内

自己負担金(1割～3割) A 円		限度額超過分 B 円	保険適用外 C 円
医療費助成		- 高額療養費 - 特定疾病療養受領証	払戻しなし
医療費助成	- 更生医療 - 育成医療	- 特定医療費(指定難病)公費負担制度 - 小児慢性特定疾病医療費助成制度	

① 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）

障がい者等の心身の障害の除去・軽減を図り、自立した日常生活を営むために必要な医療について、医療にかかった自己負担額を軽減する制度です。

自立支援医療という大きな制度のなかに、更生医療、育成医療、精神通院医療という3つの制度があります。

詳しくは、19ページにあります。

② 重度心身障害者（児）医療費助成

医療保険(健康保険)を使って医療を受けたとき、年齢や所得に応じて1～3割の自己負担金がかかりますが、重度心身障害者(児)医療費助成では、医療機関に支払った自己負担金(保険適用内のみ)を竹富町へ請求することで、払戻しを受けることができる制度です。

対象者

身体障害者手帳	1 級	2 級
療育手帳	A 1	A 2

⇒上記に加え、原則として下記の要件を満たしている者

- ✓ 竹富町に住所(住民票)があり、かつ居住している方
- ✓ 健康保険(医療保険)に加入している方

対象となる医療費

◆ 医療保険適用内のものに限られます ◆

- ・ 通院にかかった医療費(自己負担分)
- ・ 処方にかかった調剤費(自己負担分)
- ・ 入院時にかかった食事療養費
- ・ 治療用装具(ただし、療養費対象のものに限る)



▼ じゅきゅうし か くにんていしんせい 受給資格認定申請

しんせい さい ひつよう 申請する際に必要なもの

- ☐ しょう とうきゅう しんたいしょうがいしやてちょう りょういくてちょう 障がいの等級がわかるもの(身体障害者手帳、療育手帳)
- ☐ いりょうほけんしょう けんこうほけんしょうなど 医療保険証(健康保険証等)
- ☐ じょせいきんふりこみさき じょうほう ほんにんめいぎ よきんつうちょう 助成金振込先の情報(本人名義の預金通帳)
- ☐ いん みとめいん 印かん(認印でもかまいません)
- ☐ こじんばんごう 個人番号がわかるもの(マイナンバーカード、通知カード等)

※しんせい しんせい けつてい なが 申請から決定までの流れ

しゅうかん するまで、2週間ほどかかります。

やく ば ふく し し えん か しんせい 役場福祉支援課に申請

しんさ はんてい 審査・判定

竹富町重度心身障害者(児)医療費助成受給資格者証 (自動償還)			
事業番号	受給者番号		
受給者	住所		
	フリガナ		性別
	氏名		
	生年月日		
加入保険	被保険者氏名		
	保険者氏名		
	保険者名称		
資格取得年月日			
有効期間			
備考			
年 月 日 竹富町長 印			

じゅきゅうしかくしゃしょう いろ 受給資格者証(そら色)

じゅきゅうしかくしゃしょう こうふ 受給資格者証の交付

こうふ けつてい ばあい じゅきゅうしゃしょう はっこう 交付が決定した場合に、受給者証が発行されます

- ふくし し えん か じゅきゅうしかくしゃしょう かんいかきとめ ゆうそう とど 福祉支援課より受給資格者証が簡易書留による郵送で届きます。
- しんせい つき しんりょうぶん じょせいたいしょう かいし 申請をした月の診療分より助成対象の開始となります。

▼ 医療費(自己負担分)の『自動償還』について

令和元年8月の受診分より、重度心身障害者(児)医療費助成の「自動償還払い」が開始されました。県内の各医療機関で受診した際に、受付で健康保険証と受給資格者証を提示し、医療費の自己負担分を全額支払うと、受給月の翌々月の末日に指定された口座へ自動的に助成金が振り込まれます。

自動償還払いの流れ

県内医療機関を受診(歯科・調剤薬局を含む)

受給資格者証と保険証を受付に提示

医療費・調剤費を病院窓口で支払う

受診月の約2か月後に助成金が振り込まれます

※以下の場合、竹富町役場窓口への申請書・領収書提出が必要です。

- ◆ 県外の医療機関を受診された場合
- ◆ 受給資格者証を提示せずに支払いをした場合
- ◆ 自動償還を実施していない医療機関を受診した場合 など

役場窓口での支給申請に必要なもの

- ☐ 病院・薬局などの領収書

※発行から1年以上過ぎている領収書は受付できません。

- ☐ 竹富町重度心身障害者(児)医療費助成申請書(様式第7号)
(役場、出張所の窓口にあります)

- ☐ 印かん(認印でも可)
(代理申請の場合、代理人の印かんが必要です)



- ・ 指定の口座への振込は、原則として月の末日になります。
(末日が休日等と重なった場合は、前日または前々日となります)
- ・ 銀行処理の都合上、指定の口座への振込が、翌月の末日に繰り越される場合があります。

③ 障がい者の後期高齢者医療制度の医療

65歳以上75歳未満の方で、一定の障がいの状態にあると広域連合から認定を受けることで、現在加入している医療保険(国民健康保険や健康保険組合、健康保険協会、共済組合等)から脱退し、後期高齢者医療制度に加入する事ができます。

<障がい認定の基準>

① 身体障害者手帳(1～3級及び4級の一部)

② 療育手帳(A1、A2)

③ 精神障害者保健福祉手帳(1級、2級)

<お問い合わせ先> 竹富町役場 健康づくり課 (TEL:0980-82-7519)

④ 特定疾病療養受領証

長期間にわたって高額な治療を必要とする特定疾病の方は、自己負担額が1つの医療機関につき、1か月の医療費上限が1万円までとなります。

<厚生労働大臣指定の特定疾病>

・ 人工透析を必要とする慢性腎不全

※70歳未満の上位所得者の自己負担額は1か月2万円までとなります。

・ 先天性血液凝固因子障害の一部

・ 血液凝固因子製剤の投与によるHIV感染症

<お問い合わせ先> (国保) 竹富町役場 健康づくり課 (TEL:0980-82-7519)
(社保) 石垣年金事務所 (TEL:0980-82-9211)

⑤ 特定医療費(指定難病)公費負担制度

沖縄県では、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期にわたり療養を必要とする難病と呼ばれる疾患のうち、国が定めた指定難病について、患者の経済的な負担を軽減するため、医療費の全部または一部を公費で負担しています。

<お問い合わせ先> 八重山保健所

(TEL:0980-82-3241)



⑥ 小児慢性特定疾病医療費助成制度

沖縄県では、国の指定する小児慢性特定疾病に罹患したことにより、長期の治療と高額な医療費負担を要し、健全な育成に大きな支障を受けている児童の保護者に対し、その治療にかかった医療費の全部または一部を公費で負担し、家庭の経済的な負担を軽減しています。

<お問い合わせ先> 八重山保健所

(TEL:0980-82-3241)

⑦ 障がい者歯科医療について

一般の歯科診療所での受診が困難な方(障害者手帳をお持ちの方や、障害等による理由)は、県立八重山病院で、障害者の歯科診療を受診することができます。受診するには、事前の申込みが必要です。

<お問い合わせ先> 沖縄県障害福祉課

(TEL:098-866-2190)

7. 障がい者の各種減免等について

障がいをお持ちの方は、障害者控除をはじめ、様々な特例を受けられます。

▼ 所得税・町県民税の障害者控除

所得税・住民税における障害者控除は、所得のうち課税対象となる額から一定額を差し引きます。障害者控除を受けることで、住民税や所得税の額が少なくなります。年末調整や確定申告の際、各種障害者手帳を持っていることを申告することで適用されます。

	所得税	住民税
一般障がい者	27万円	26万円
特別障がい者	40万円	30万円
同居特別障がい者	75万円	53万円

※一般障がい者とは：身体障害者手帳3級～6級、療育手帳B1・B2、精神障害者保健福祉手帳2級・3級

※特別障がい者とは：身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級

※同居特別障がい者とは：同居している特別障がい者

お問い合わせ先：竹富町役場 税務課 (TEL: 0980-83-4861)
石垣税務署 (TEL: 0980-82-3074)



▼ そうぞくぜい しょうがいしゃこうじょ 相続税の障害者控除

しょうがいしゃ そうぞくにん ばあい か き こうじょ う
障がい者が相続人となる場合、下記の控除を受けることができます。

いっばんしょう しゃ 一般障がい者	しょう しゃ さい たつ ねんすう ねん まんえん こうじょ 障がい者が85歳に達するまでの年数1年につき10万円を控除
とくべつしょう しゃ 特別障がい者	しょう しゃ さい たつ ねんすう ねん まんえん こうじょ 障がい者が85歳に達するまでの年数1年につき20万円を控除

※一般障がい者とは : 身体障害者手帳3級～6級、療育手帳B1・B2、
せいしんしょうがいしゃ ほけん ふくしてちょう きゅう きゅう
精神障害者保健福祉手帳2級・3級

※特別障がい者とは : 身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2
せいしんしょうがいしゃ ほけん ふくしてちょう きゅう
精神障害者保健福祉手帳1級

と あ さき しぼう かた しょうかつ ぜいむしょ
お問い合わせ先：死亡した方の所轄の税務署

▼ ぞうよぜい ひかぜい 贈与税の非課税

とくていしょう しゃ かた せいかつひ あ いってい しんたくけいやく ちと
特定障がい者の方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づい
とくていしょう しゃ かた じゅえきしゃ ざいさん しんたく か き じょうげんがく
て特定障がい者の方を受益者とする財産の信託があったときは、下記の上限額
まで贈与税はかかりません。ただし、この適用を受ける為には、財産を信託す
ざい しょうがいしゃ ひかぜい しんたくしんこくしょ しんたくがいしゃ つう いしがきぜい むしょちょう ていしゅつ
る際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて石垣税務署長に提出
しなければなりません。

とくべつしょう しゃいがい 特別障がい者以外の とくべつしょう しゃ 特別障がい者	しんたくじゅえきけん かかく まんえん ひかぜい 信託受益権の価格のうち3,000万円まで非課税
とくべつしょう しゃ 特別障がい者	しんたくじゅえきけん かかく まんえん ひかぜい 信託受益権の価格のうち6,000万円まで非課税

※特別障害者以外の特定障がい者とは
りょういくてちょう せいしんしょうがいしゃ ほけん ふくしてちょう きゅう きゅう
：療育手帳B1・B2、精神障害者保健福祉手帳2級・3級

※特別障がい者とは : 身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2
せいしんしょうがいしゃ ほけん ふくしてちょう きゅう
精神障害者保健福祉手帳1級

と あ さき いしがきぜい むしょ
お問い合わせ先：石垣税務署 (TEL: 0980-82-3074)

▼ しんしんしょうがいしゃ ふ ようきようさいせい ど もと きゅうふきん ひ か ぜ い 心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の非課税

おきなわけん じょうれい じっし しんしんしょうがいしゃ ふ ようきようさいせい ど
沖縄県が条例によって実施する心身障害者扶養共済制度（→50ページ）
もと しきゅう きゅうふきん など だったい いちじきん のぞ か き
に基づいて支給される給付金等（脱退一時金を除く）については下記のとおり
です。

きゅうふきん 給付金	ひ か ぜ い しよとくぜい 非課税（所得税）
そうぞく ぞうよ きゅうふきん う けんり しゅとく 相続や贈与による給付金を受ける権利の取得	ひ か ぜ い そうぞくぜい ぞうよぜい 非課税（相続税・贈与税）

と あ さき いしがきぜいむしょ
お問い合わせ先：石垣税務署（TEL：0980-82-3074）

▼ しやうがくちやく り し と う ひ か ぜ い 小額貯蓄の利子等の非課税

しんたいしょうがいしゃてちょう りやういくてちょう せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう も かた う
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が受け
と いてい よちよきんとう り し と う いてい てつづ ようけん ひ か ぜ い てきよう
取る一定の預貯金等の利子等については、一定の手続きを要件に非課税の適用
う う りやう さいしよ あず い ひ きんゆう
を受けることができます。利用には、最初に預け入れなどをする日までに、金融
きかん まどぐち しよるい ていじ かくにん う ひつよう
機関の窓口などに書類を提示して確認を受ける必要があります。

よちよきん しよるい 預貯金などの種類	げんどがく 限度額	ひつよう かくにんしよるい 必要な確認書類
ぎんこう よちよきん かしつけしんたく 銀行などの預貯金、貸付信託、 こうしゃさい こうしゃさいとうしんしんたくなど 公社債、公社債投資信託等 (マル優)	350万円 まんえん	かくしゆしやう しゃてちょう 各種障がい者手帳 マイナンバー等
りつきこくさい こうぼちほうさい 利付国債、公募地方債 (とくべつ マル優)		

と あ さき かくきんゆうきかん
お問い合わせ先：各金融機関



自動車税・軽自動車税の減免

障がいのある方のために使用される自動車で、下記の要件を満たす場合において、自動車税が減免されます。申請は、納期限までになります。

お問い合わせ先： 自動車税 沖縄県八重山事務所・県税課
軽自動車税 竹富町役場 税務課

◆自動車税（本人運転の場合）

身体障害者手帳		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害		○	○	○	△1		
聴覚障害			○	○			
平衡機能障害				○			
音声機能障害				△2			
上肢不自由		○	△3				
下肢不自由		○	○	○	○	○	○
体幹不自由		○	○	○		○	
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢	○	○				
	移動	○	○	○	○	○	○
心臓機能障害		○		○			
じん臓機能障害		○		○			
呼吸器機能障害		○		○			
ぼうこう又は直腸の機能障害		○		○			
小腸の機能障害		○		○			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		○	○	○			
肝臓機能の障害		○	○	○			

△1：4級の1のみ該当。

△2：喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。

△3：2級の2のみ該当。



自動車税 (生計同一者および常時介護者が運転する場合)

身体障害者手帳		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
視覚障害		○	○	○	△ 1		
聴覚障害			○	○			
平衡機能障害				○			
音声機能障害							
上肢不自由		○	△ 2				
下肢不自由		○	○	△ 3			
体幹不自由		○	○	○			
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢	○	○				
	移動	○	○	△ 3			
心臓機能障害		○		○			
じん臓機能障害		○		○			
呼吸器機能障害		○		○			
ぼうこう又は直腸の機能障害		○		○			
小腸の機能障害		○		○			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		○	○	○			
肝臓機能の障害		○	○	○			

△ 1 : 4 級の 1 のみ該当。

△ 2 : 2 級の 2 のみ該当。

△ 3 : 3 級の 1 のみ該当。

	A 1	A 2	B 1	B 2
療育手帳	○	○		

	1 級	2 級	3 級
精神障害者保険福祉手帳	△ 1		

△ 1 : ただし、自立支援医療受給者証が交付されているものに限る。

▼ 障がい者に対するNHK受信料の減免

障がいのある方は、下記の要件を満たす場合、NHK受信料の免除の対象となります。申請書は、福祉支援課またはNHKの窓口にあります。

○全額免除

対象	適用条件
身体障がい者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税の場合
知的障がい者	療育手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税の場合
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税の場合

○半額免除

対象	適用条件
視覚・聴覚障害者	視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
重度の身体障がい者	重度（1級または2級）の身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
重度の知的障がい者	重度（A1・A2）の療育手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
重度の精神障がい者	重度（1級）の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合



▼ 障がい者に対する各種交通機関割引

障がいのある方や、その介助者は、各種要件を満たす場合、各種交通機関で運賃の割引を受けることができます。手帳に記載されている第1種、第2種とは、原則、下記のとおりです。ただし、割引対象については、それを行う運営会社により異なります。

第1種	本人および介助者に適用
第2種	本人のみに適用



▼ 航空運賃の割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保険福祉手帳は航空券を購入するときに提示すると、航空運賃が割引になる場合があります。詳しくは各航空会社へお問い合わせください。

▼ バス運賃の割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保険福祉手帳を乗車する前に提示すると、バス運賃が半額または3割引になります。詳しくは各バス会社へお問い合わせください。

▼ JR・公営・民営鉄道(ゆいレール等)・地下鉄運賃の割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保険福祉手帳を乗車券を購入するとき、または改札を通るときに提示すると、これらの運賃が半額になります。詳しくは各鉄道会社へお問い合わせください。

▼ タクシー運賃の割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保険福祉手帳を乗車する前に提示すると、これらの運賃が1割引になります。詳しくは各タクシー会社へお問い合わせください。



竹富町障がい者等の通院治療に係る渡航費助成

※本事業は国や県から補助金が交付されていない町単独事業です。



【1】目的

通院治療を余儀なくされている障がい者等の渡航に伴う経済的負担を軽減すること

【2】対象者

竹富町に居住し、かつ住民基本台帳に記録された者で障害手帳等の交付を受けた者。
(障害手帳等)

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

自立支援医療受給者証 (精神通院医療、育成医療)

【3】助成金の額

通院治療を目的として医療機関で受診する際における渡航費及び宿泊費について、下記の額を助成します。

(1) 船舶を利用した場合 島発割引の往復運賃を助成

(2) 石垣市内の医療機関において治療することが困難と判断された場合
沖縄本島までの航空運賃往復の2分の1を助成

(3) 治療の都合により宿泊する必要がある場合、宿泊施設での宿泊に対し一泊三千円を限度として助成

※船に乗る際は、障害者手帳を提示して障害者割引をご活用ください。

【4】助成の流れ

▼申請

竹富町役場福祉支援課窓口か出張所で申請ができます(郵送申請や代理人による申請可)。

病院受診日の翌月から起算して1年間は申請可能です。

数か月分まとめた申請も可能ですが、事務処理に時間を要するため、支給が遅れる可能性があります。

▼審査

竹富町役場福祉支援課にて申請内容を審査します。

▼支給

内容が適正と認められた場合は、申請した翌月の下旬頃に支給します。

指定の口座に振込みし、通知書を郵送します。

審査の結果、支給非該当だった場合は、通知書を郵送します。



【5】申請に必要なもの

《必須》

- ・ 竹富町障がい者等の渡航費等助成申請書兼請求書
- ・ 義務履行確認書
- ・ 印かん（代理申請の場合は代理人の印かん）
- ・ 通帳（振込先確認用・初回のみ）
- ・ 病院の領収書 ※領収書の無い申請を受け付けることはできません。

※下記の方は病院領収書に代わる次の書類をご提出ください。

- ・ 生活保護受給者⇒傷病届の写し
- ・ 自立支援医療受給者⇒受給者証(自己負担上限管理票部分)の写し

以下、該当の申請についてご確認ください。

○船賃の助成申請の場合

- ・ 船の領収書

○航空運賃の助成申請の場合

- ・ 医師の意見書（※意見書作成料は自己負担になります）
- ・ 航空券の領収書（搭乗日・区間・運賃の記載があるもの）

※石垣市内の医療機関において治療をすることが困難と判断された場合のみ、助成対象となります。（自己判断での沖縄本島・県外病院への通院は対象外）

○宿泊費の助成申請の場合

- ・ 宿泊施設の領収書（宿泊日・場所・宿泊費の記載があるもの）

※治療の都合により宿泊する必要がある場合のみ、助成対象となります。

【6】申請方法

「竹富町障がい者等の渡航費等助成申請書兼請求書」と「義務履行確認書」に記入し、下記の書類を添付して竹富町役場福祉支援課または各出張所にご提出ください。

○船賃の助成申請の場合

- ・ 病院の領収書
- ・ 船の領収書

○航空運賃の助成申請の場合

- ・ 病院の領収書
- ・ 医師の意見書（※意見書作成料は自己負担になります）
- ・ 航空券の領収書（搭乗日・区間・運賃の記載があるもの）

○宿泊費の助成申請の場合

- ・ 病院の領収書
- ・ 宿泊施設の領収書（宿泊日・場所・宿泊費の記載があるもの）

※初回申請の場合は、振込先確認のため、通帳の名義人・口座番号が確認できる箇所のコピーを添付してください。振込先を変更したい場合も同様です。



【7】注意事項

- ・通院治療に係る渡航費助成ですので、手術や入院の場合の渡航費は助成対象外です。
- ・申請内容についてお電話することがありますので、連絡先のご記入をお願いします。
代理申請の場合は、代理人の連絡先を余白に記入してください。
- ・領収書は原本提出をお願いしていますが、希望があれば窓口でコピーを取り、原本は申請者へ返却します。
※渡航費助成を受けた領収書をもって確定申告等で医療費控除を受ける等、二重に助成を受けることは、偽りその他不正行為とみなされることがあります。
- ・病院と船等の領収書の日付の整合性を確認します。審査によって、非該当となる可能性があります。
- ・重度心身障害者医療費助成申請で領収書を提出している場合は、その旨お伝えください。
- ・自立支援医療受給者証については、通常、交通機関等の障害者割引の対象ではありません。
受給者証に係る障害の治療のため指定医療機関に通院する場合のみ、渡航費を助成します。
- ・ホテルパックの領収書は、交通費と宿泊費が分けられないため、助成できません。
- ・石垣市内医療機関の医師の判断に基づき、県外の医療機関に通院し、航空運賃の申請をする場合、石垣から沖縄本島間の航空運賃の領収書を提出頂ければ、沖縄本島までの航空運賃往復の2分の1を助成します。
- ・こども、高齢者、難病患者等の渡航費助成もあります。複数の助成対象に該当している方は、どの助成申請をした方が良いかご案内がありますので、お手数ですが、担当までご連絡ください。

※重要※

本事業は国や県から補助金が交付されていない町単独事業です。

義務履行確認書での審査において各種税や保険料、水道使用料、町営住宅家賃等の

滞納や未払いが確認された場合、本助成金は支給されません。



《お問い合わせ先》

竹富町役場 福祉支援課

障害福祉担当

TEL: 0980-83-7415(直通)

FAX: 0980-82-3745

へいせい ねん がつ にち
平成28年4月1日から

しょうがいしゃ さ べつ かいしょうほう
「障害者差別解消法」がスタートしています

しかくしょうがい 視覚障害

しかくしょう ひと まった め み ひと ぜんもう み ひと
視覚障がいのある人には、全く目が見えない人（全盲）と見えづらい人
（弱視）がいます。全盲の人は、点字や音声で情報を得ています。弱視の人
は、拡大した文字を読む人もいます。また、光がまぶしい、見える範囲が狭
い人もいます。移動のときは、歩行補助杖（白杖）を持って歩くことがあり
ます。

ごうりてきはいりょ れい 合理的配慮の例

- かいぎ せんじ かくだい もじ しりょう ようい
■会議などにおいて点字や拡大文字の資料を用意しよう
- ぐたいてき じょうきよう せつめい
■具体的に状況を説明しよう



ちょうかくしょうがい 聴覚障害

ちょうかくしょう ひと まった みみ き ひと しゃ すこ き
聴覚障がいのある人には、全く耳が聞こえない人（ろう者）と少し聞こえる
人（難聴者）がいます。音だけの情報では伝わりにくいこともあるため、コ
ミュニケーション手段には、「手話」「口話」「筆談」などがあります。

ごうりてきはいりょ れい 合理的配慮の例

- と あ さき でんわばんごう ばんごう
■問い合わせ先に電話番号のほか、ファックスの番号やメールアドレスを
の 載せよう
- しゅわつうやく ひつだん あいて あ と
■手話通訳や筆談ボードなど相手に合わせたコミュニケーションを取ろう

もう しゃ
盲ろう者もいます！

しかく ちょうかく りょうほう しょう ひと もう しゃ
視覚と聴覚の両方に障がいのある人を盲ろう者といいます。
しかく ちょうかく じょうほう にゅうしゅ むずか ゆびてんじ しょくしゅわ
視覚、聴覚からの情報を入手することが難しいため、指点字や触手話
のよう独自のコミュニケーションの援助が必要になります。

障害を理由に

「不当な差別的取り扱い」をしてはいけません

内部障害

内部障害とは、身体障害者福祉法で心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、ヒト免疫不全障害（H I V）による免疫機能の6種類の機能に障害があると定められています。内部障がいのある人には、外見から障害を判断するのは難しく、これらの障害によって疲れやすく、長い時間立っていることや長い距離を歩くことが難しい状態の人がいます。

合理的配慮の例

■外見からは分かりにくく、ハートプラスマーク等を付けている人がいたら席をゆずる等の配慮をしよう



肢体不自由

肢体不自由のある人には、上肢や下肢に切断や機能障害のある人、座ったりたったりする姿勢保持が困難な人、脳性マヒの人などがいます。移動のときは、杖や歩行器、義足、車いす、電動の車いすを使うことがあります。

合理的配慮の例

- 手が届かない場所にある物を取ってね
- 「お手伝いしましょうか？」と一声かけてから介助しよう
- 段差をなくしバリアフリー化しよう



それぞれの障害にあった

「合理的配慮」をしましょう

精神障害

精神障がいのある人は、統合失調症、うつ病、てんかん、アルコール依存などのさまざまな精神疾患により、日常生活や社会生活のしづらさを抱えています。外見からは分かりにくく、怠けていると誤解されることがあります。

発達障害

発達障害は、自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）等、脳機能の障害です。通常低年齢において症状が発生します。

合理的配慮の例

- 心理的に疲れた時に休息できる
場所や時間を用意しよう
- 怠けていると誤解しないでね



知的障害

知的障がいのある人は、発達期（18歳まで）に知的な能力の発達にかかわる障害があり、漢字の読み書き、計算が苦手な人も多く社会への適応のしにくさを抱えています。支援が必要な場合も多いですが、軽度の人の中には、障がいのない人と同じように働いている人も大勢います。

合理的配慮の例

- 短い言葉で「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」説明しよう
- 資料に写真やふりがなを入れたり、簡単な言葉で具体的に表現しよう

しょうがい ふくし かん そうだんまどぐち 障害福祉に関する相談窓口

たけとみちょう しょうがい なんびょう かた しょう じ はったつ き
竹富町では、障害や難病のある方、障がい児または発達が気にな
る子の保護者、ご家族や支援者からの相談を受け、情報提供や
けんりようご ひつよう えんじょ おこな そうだん う じょうほうていきょう
権利擁護のための必要な援助が行えるよう、相談支援事業の委託を
じっし
実施しています。

そうだんしえんいん そうだん おう こま
相談支援員が相談に応じますので困っていることがあれば
きがる そうだん
お気軽にご相談ください。

そうだんしえんじぎょういたくさき ◎相談支援事業委託先◎

ゆにばいしがき

じゅうしょ いしがきしあざいしがき
住所：石垣市字石垣 1 5 4

はなみずき
マンション花水木 1 0 1

でんわ
電話：0 9 8 0 - 8 3 - 0 3 4 5

F A X：0 9 8 0 - 8 7 - 0 3 6 9

たけとみちょうやくば ふくししえんか
《竹富町役場 福祉支援課》

でんわ
電話：0 9 8 0 - 8 3 - 7 4 1 5

F A X：0 9 8 0 - 8 2 - 3 7 4 5